



NO.1 ICHIGO CITY
MOKA
 ナンバーワンでオンリーワン



第2期
真岡市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

はじめに

1 計画の趣旨	02
2 計画の対象期間	02

第1編 真岡市人口ビジョン

第1章 真岡市の人口動向	04
1 人口の推移	04
(1) 総人口の推移	04
(2) 年齢3区分別人口の推移	05
2 自然増減(出生・死亡)の推移	06
(1) 出生・死亡数の推移	06
(2) 合計特殊出生率の推移	07
(3) 未婚率の推移	08
3 社会増減(転入・転出)の推移	09
(1) 転入・転出数の推移	09
(2) 外国人住民数の推移	10
(3) 人口移動の分析	11
4 将来人口シミュレーション	14
第2章 人口の将来展望	16
1 結婚・出産・子育て／定住に関する市民意識	16
(1) アンケートの概要	16
(2) 市民アンケートの結果	16
(3) 高校生アンケートの結果	21
2 人口の現状と課題	23
3 目指すべき将来の方向	24
4 人口ビジョン	25
(1) 人口の推移と長期的な見通し	25
(2) 高齢化率の推移と長期的な見通し	26

第2編 真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 基本的な考え方	28
1 国の総合戦略の基本的な考え方と政策5原則	28
(1) 第2期における国の基本的目標	28
(2) まち・ひと・しごと創生の政策5原則	29
2 総合戦略におけるPDCAサイクル	30
3 総合戦略と「真岡市総合計画2020-2024」の関係	30
第2章 今後の施策の方向	31
1 基本的視点	31
2 基本目標	31
3 施策体系	32
第3章 施策の展開	34
1 基本目標と施策の基本的方向	34
2 事務事業一覧	48

参考資料	64
------	----

はじめに

1 計画の趣旨

我が国の人口は、平成20年(2008年)をピークに減少しており、人口減少・少子高齢化という構造的な課題に対し、将来にわたって活力ある社会を維持する観点から、地方創生の取組を行ってきましたが、依然として深刻な状況です。

特に人口急減に直面している地方では、労働力人口の減少や消費市場の縮小によって、地域の経済規模が縮小し、それが社会生活サービスの低下を招き、さらなる人口流出を引き起こすという悪循環に陥りやすいといわれています。その悪循環のリスクを回避するため、人口減少問題に取り組むことが喫緊の課題となっています。

このような中、国は平成26年(2014年)12月、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、今後の目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「長期ビジョン」という。))と、これを実現するため、今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本市においても、平成27年(2015年)10月、本市の実情に合った「真岡市人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」という。))と「真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。))を策定し、「選ばれる都市もおか」を実現するため、まち・ひと・しごとの創生と好循環に向けた取組を進めてきました。

人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口減少に関する市民の意識を共有するとともに、今後目指すべき方向と人口の将来の展望をするものです。

今回、第1期の計画期間が終了することに伴い、今後においても人口減少・少子高齢化社会に対応する切れ目のない取組を進めるため、第2期総合戦略を策定することとしました。

第2期総合戦略においては、第1期の4つの基本目標を維持するとともに、さらなる地方創生の進化に向け、施策や事業の内容を見直しました。また、国の示す新たな視点を取り入れ、未来技術の活用やSDGsを原動力とした地域づくりを取り入れて地方創生に取り組む総合戦略としました。

2 計画の対象期間

- 人口ビジョンについては、国の長期ビジョンの期間を踏まえて、令和47年(2065年)までとします。
- 総合戦略については、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5か年間とします。



第1編

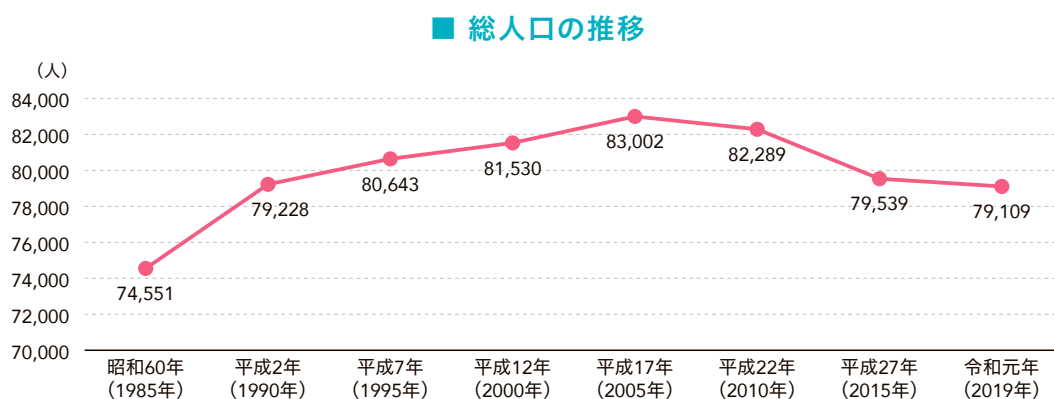
真岡市
人口ビジョン

第1章 真岡市の人口動向

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

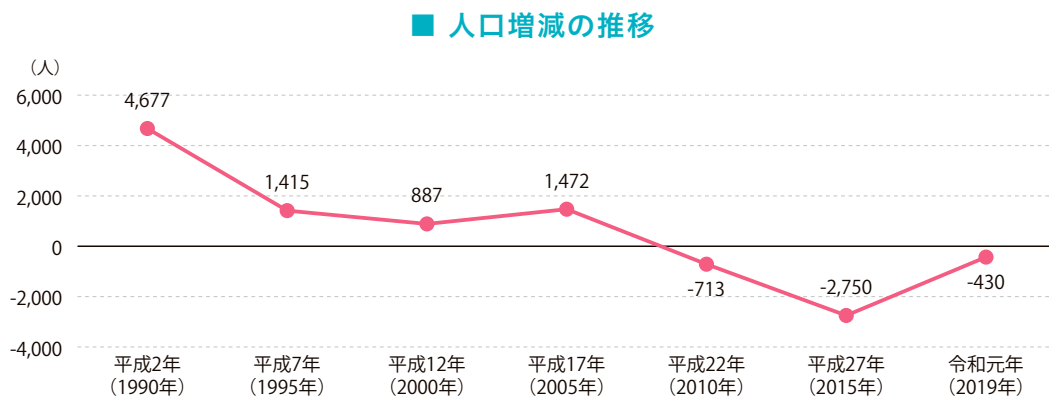
国勢調査によると、本市の総人口は平成17年(2005年)の83,002人をピークに減少に転じています。



※平成27年(2015年)までは国勢調査、令和元年(2019年)は国勢調査に基づく人口推計より作成(旧二宮町分含む)

人口の増減数を見ると、平成17年(2005年)から平成22年(2010年)にかけて713人減少し、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけては2,750人の減少となり、減少スピードが加速しました。

しかし、令和元年(2019年)は79,109人(10月1日現在)となり、平成27年(2015年)の79,539人からの減少数は430人とどまり、減少スピードが著しく鈍化しています。



※平成27年(2015年)までは国勢調査、令和元年(2019年)は国勢調査に基づく人口推計より作成(旧二宮町分含む)

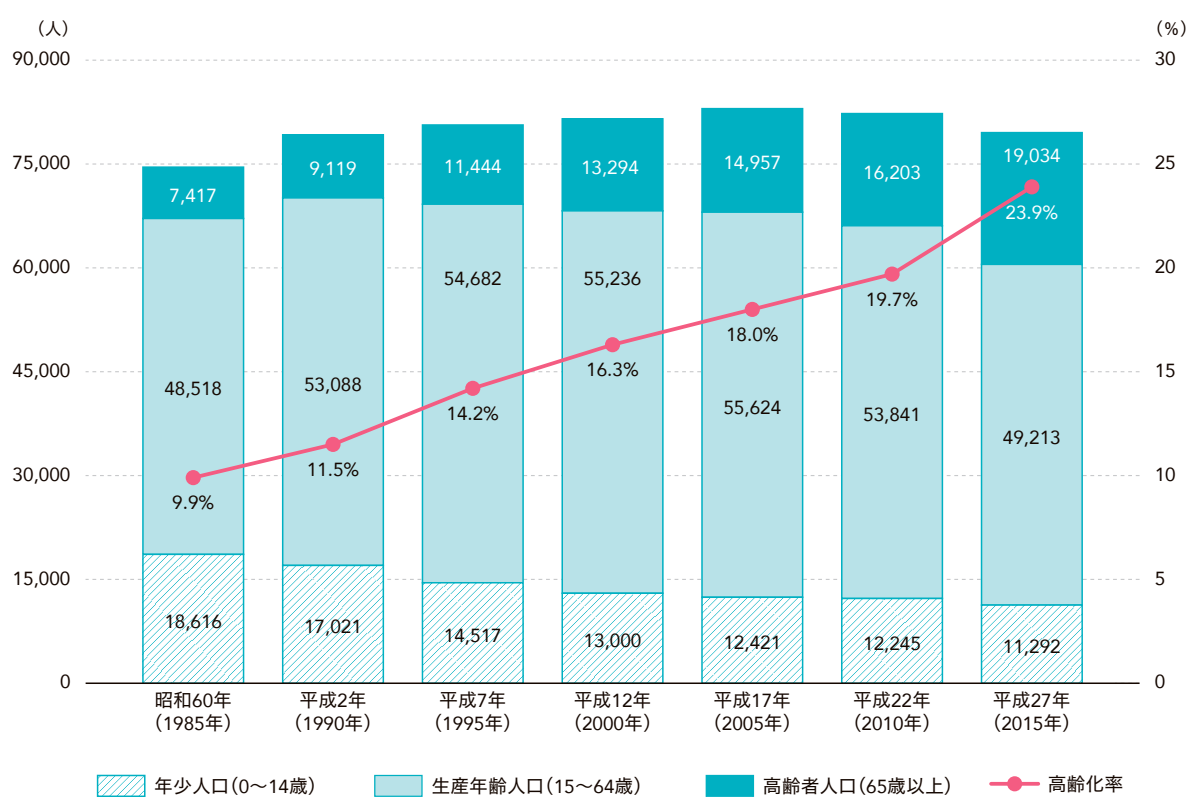
(2) 年齢3区分別人口の推移

国勢調査によると、平成27年(2015年)の年齢3区分別人口では、年少人口(0～14歳)が11,292人、生産年齢人口(15～64歳)が49,213人、高齢者人口(65歳以上)が19,034人となっています。

年少人口は、昭和60年(1985年)以降、減少傾向が続いています。生産年齢人口は、平成17年(2005年)の55,624人をピークに減少に転じています。

その一方、高齢者人口は、昭和60年(1985年)以降、増加傾向が続いています。この結果、昭和60年(1985年)に9.9%であった高齢化率は平成27年(2015年)に23.9%まで上昇しています。特に、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけては4.2ポイント上昇し、人口の高齢化が加速しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



※国勢調査より作成(旧二宮町分含む)

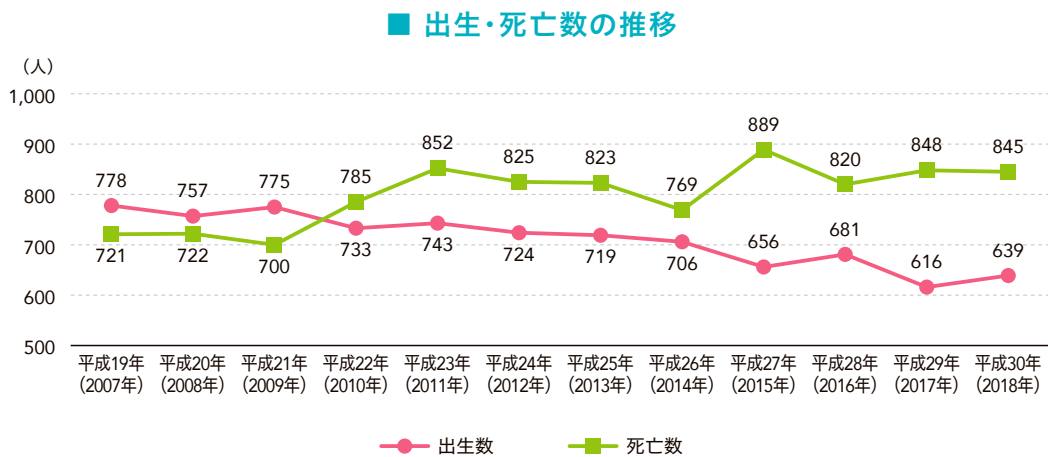
2 自然増減（出生・死亡）の推移

(1) 出生・死亡数の推移

出生数は右肩下がりの減少傾向が続いており、平成26年（2014年）までは700人台、平成27年（2015年）からは600人台で推移しています。

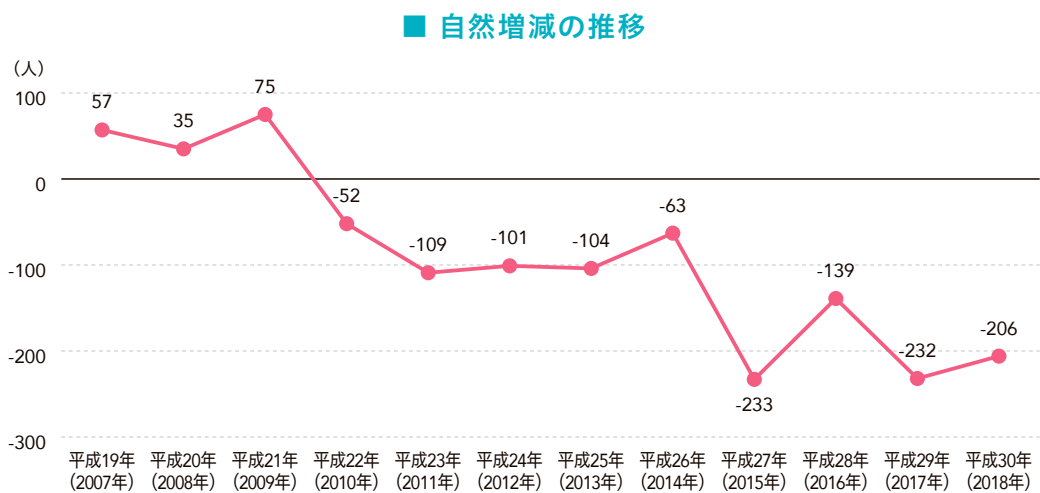
死亡数は平成22年（2010年）までは700人台でしたが、平成23年（2011年）以降はほぼ800人台で推移しています。

この結果、平成21年（2009年）までは出生数が死亡数を上回る「自然増」でしたが、平成22年（2010年）以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」となっています。



※真岡市統計書より作成（旧二宮町分含む）

近年の自然増減の推移を見ると、平成22年（2010年）は52人の自然減でしたが、平成23年（2011年）以降は100人台から200人台の自然減となり、減少数が増加傾向となっています。



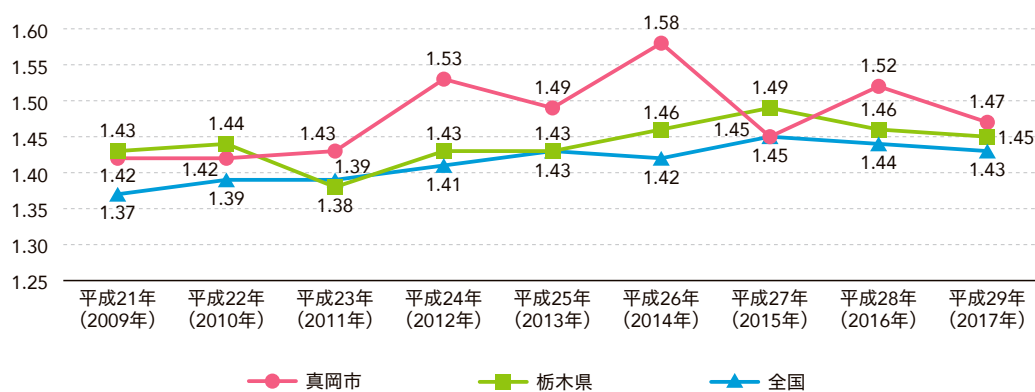
※真岡市統計書より作成（旧二宮町分含む）

(2) 合計特殊出生率の推移

ひとりの女性が一生に産む子どもの人数とされる本市の平成29年(2017年)の合計特殊出生率は1.47であり、栃木県の1.45、全国の1.43を上回っています。

本市の合計特殊出生率の推移を見ると、平成24年(2012年)、平成26年(2014年)、平成28年(2016年)が1.5台と高く、1年おきに大きく伸びています。平成21年(2009年)からの推移を見ると全体的に横ばい、もしくは、やや上昇していると考えられます。

■ 合計特殊出生率の推移



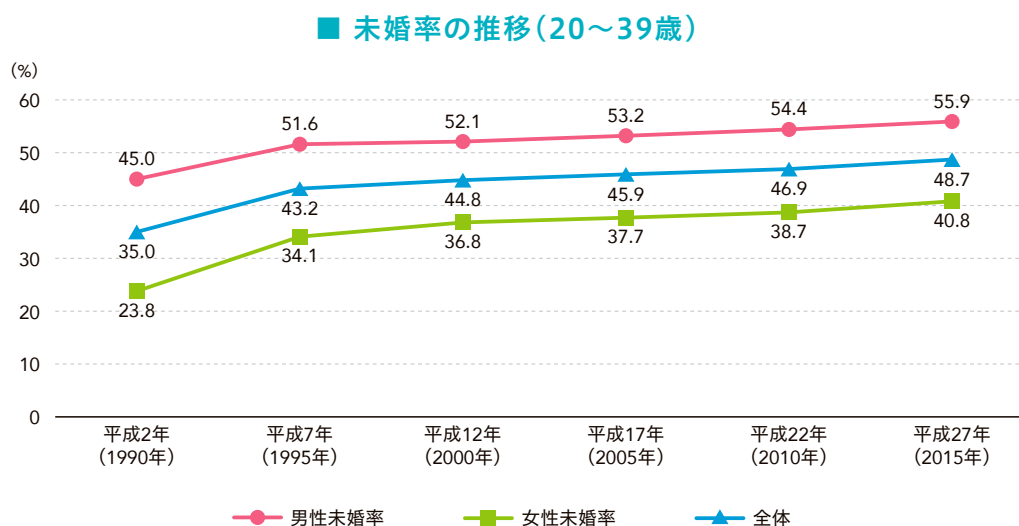
※真岡市統計書より作成 (旧二宮町分含む)

(3) 未婚率の推移

本市の20～39歳の未婚率を見ると、平成27年(2015年)の未婚率は全体が48.7%、男性は55.9%、女性は40.8%となっています。

平成2年(1990年)からの未婚率の推移では、男性、女性とも増加傾向にあり、平成2年(1990年)と比較すると、平成27年(2015年)では、男性が10.9ポイント増加、女性17.0ポイント増加しています。

未婚率は男性、女性ともに各年齢で増加しており、未婚化が進んでいます。



性別・年齢区分ごとの未婚率の推移

年齢(男性)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
20～24歳	87.7%	86.9%	84.9%	88.9%	89.4%	90.7%
25～29歳	58.3%	59.4%	60.5%	62.5%	63.7%	66.8%
30～34歳	31.1%	34.3%	37.1%	41.9%	45.7%	46.9%
35～39歳	18.1%	23.6%	25.3%	28.7%	34.5%	36.4%
20～39歳 全体	45.0%	51.6%	52.1%	53.2%	54.4%	55.9%

年齢(女性)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
20～24歳	73.2%	76.2%	79.0%	79.4%	80.1%	84.3%
25～29歳	26.2%	37.1%	41.5%	46.0%	47.1%	50.7%
30～34歳	6.2%	13.1%	16.0%	23.4%	27.6%	28.4%
35～39歳	3.2%	4.2%	8.1%	11.9%	16.3%	18.2%
20～39歳 全体	23.8%	34.1%	36.8%	37.7%	38.7%	40.8%

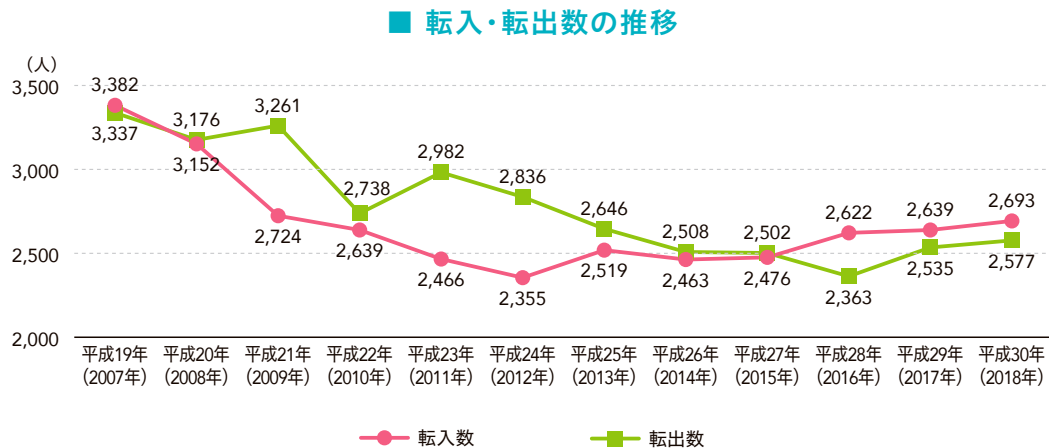
※国勢調査より作成(旧二宮町分含む)

3 社会増減（転入・転出）の推移

(1) 転入・転出数の推移

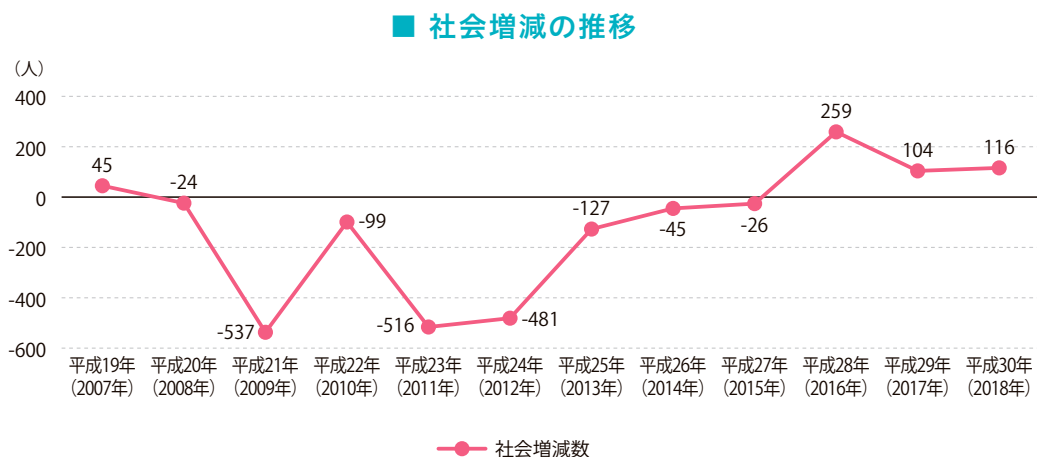
近年の転入・転出数の推移を見ると、転入数は平成24年(2012年)までは減少していましたが、平成25年(2013年)からは増加傾向にあります。

一方、転出数は平成28年(2016年)までは減少傾向にありました。平成29年(2017年)からはやや増加しています。



※真岡市統計書より作成 (旧二宮町分含む)

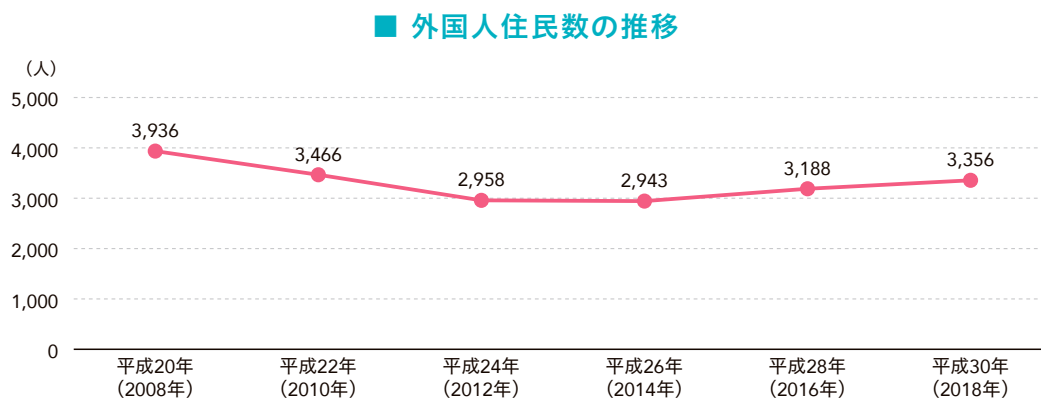
本市の社会動態は、平成20年(2008年)から平成27年(2015年)までは転出数が転入数を上回る「社会減」となっていますが、平成28年(2016年)からは転入数が転出数を上回り、年間100～250人程度の「社会増」となっています。



※真岡市統計書より作成 (旧二宮町分含む)

(2) 外国人住民数の推移

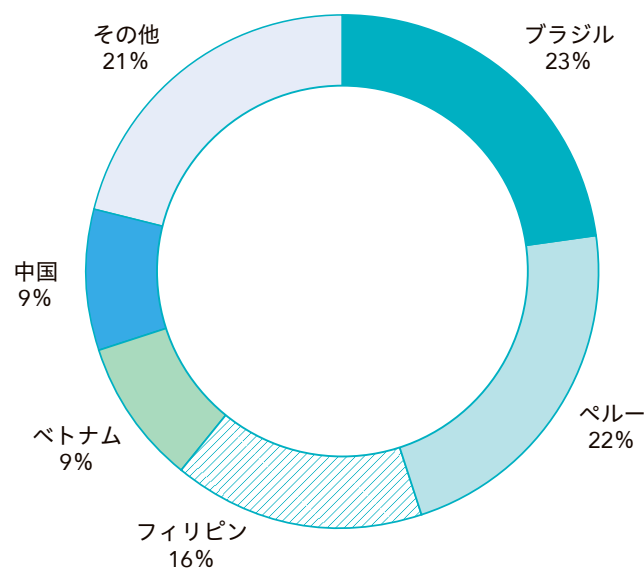
本市の外国人住民数の推移を見ると、平成26年(2014年)までは減少していましたが、平成28年(2016年)から増加に転じています。外国人住民数の占める割合は県内でも上位となっています。



※住民基本台帳より作成

平成30年(2018年)の外国人住民数の国別割合を見ると、南米のブラジルとペルーで45%を占めています。次いで、東アジアのフィリピン、ベトナム、中国が多くなっています。

■ 平成30年(2018年)の外国人住民数の国別割合



※住民基本台帳より作成

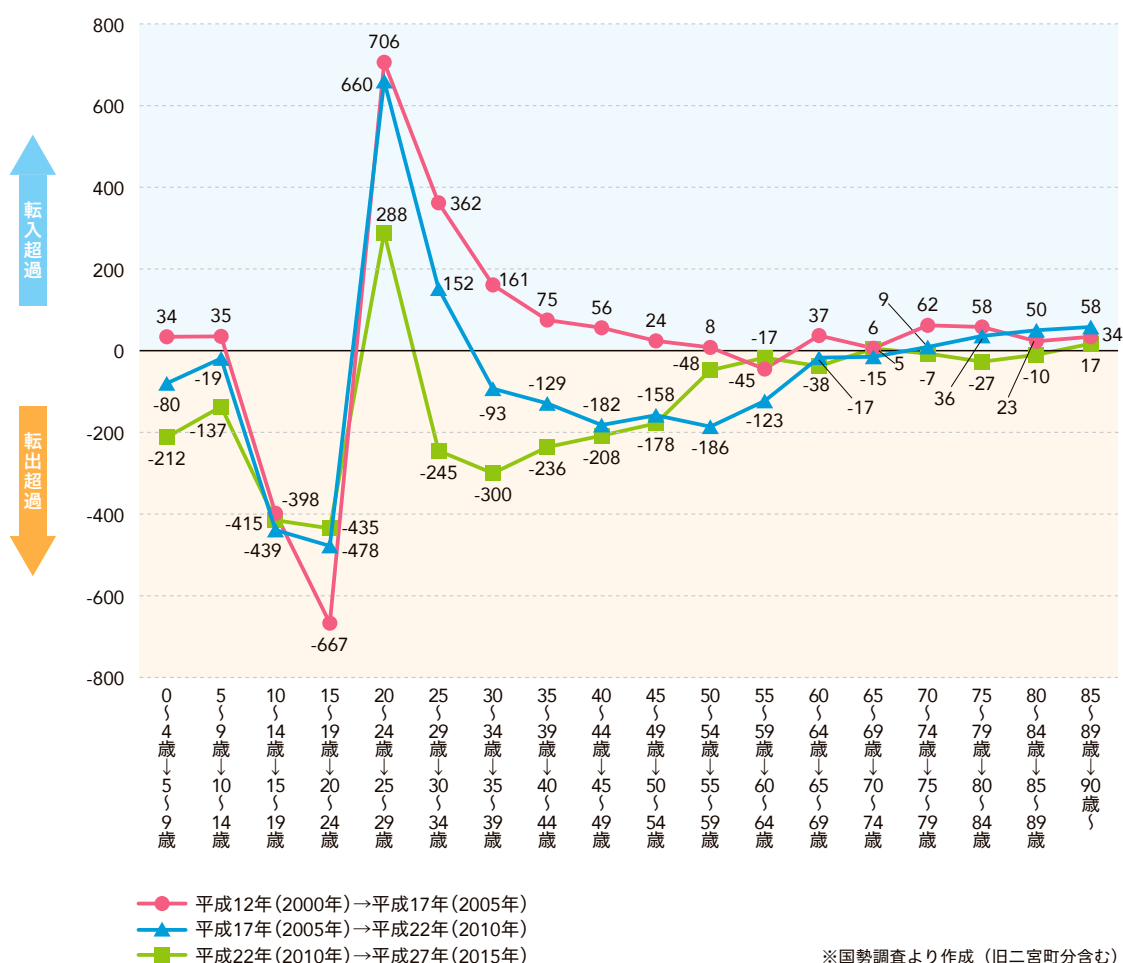
(3) 人口移動の分析

① 年齢階級別

年齢階級別の人口移動では、「平成12年→平成17年」、「平成17年→平成22年」、「平成22年→平成27年」のどの期間においても、男女ともに「10～14歳→15～19歳」、「15～19歳→20～24歳」で大幅な転出超過となり、「20～24歳→25～29歳」で大幅な転入超過となる傾向が見られます。

「平成22年→平成27年」では、過去に比べて「10～14歳→15～19歳」と「15～19歳→20～24歳」の転出超過が減少、「20～24歳→25～29歳」の転入超過が減少しています。また、「25～29歳→30～34歳」が転出超過に陥るとともに、「30～34歳→35～39歳」と「35～39歳→40～44歳」の転出超過が増加しています。

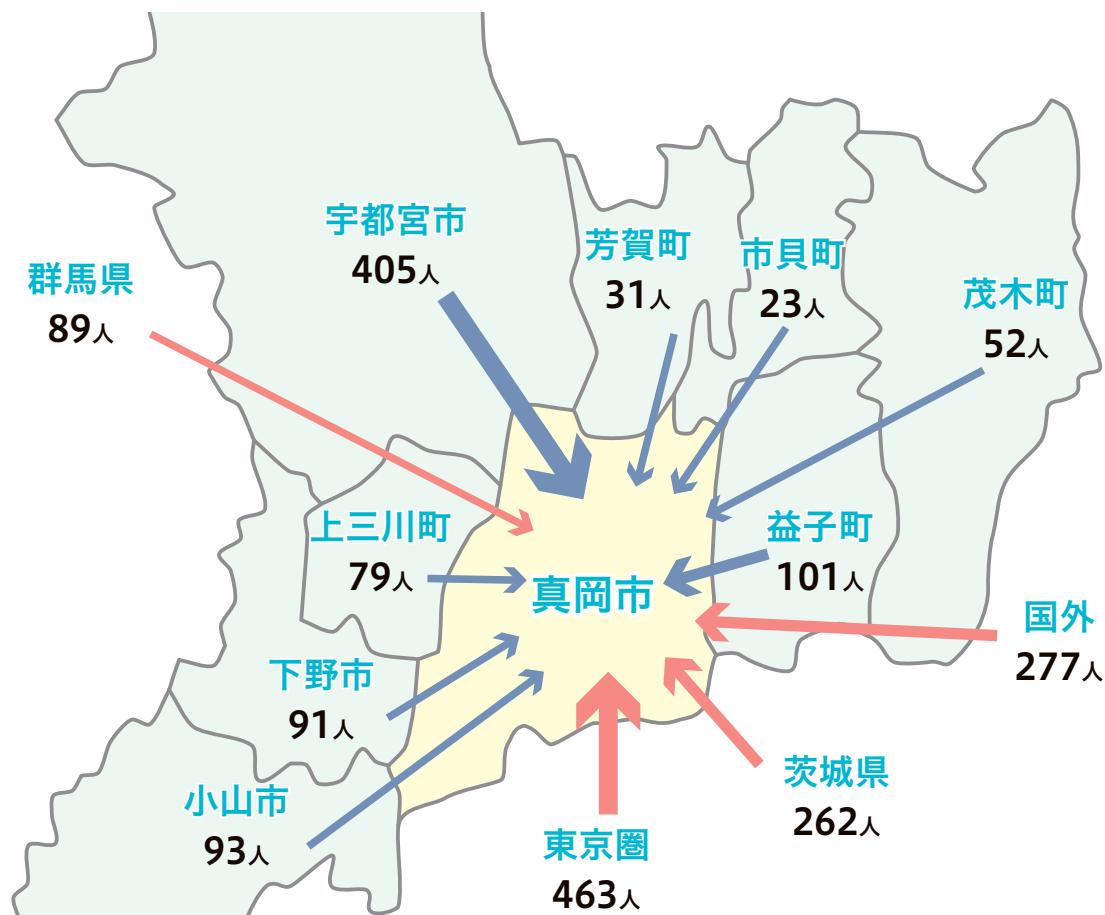
■ 年齢階級別人口移動の推移



②転入元

平成30年(2018年)1月～12月の主な転入元は、栃木県内1,182人が最も多く、次いで茨城県262人、埼玉県141人と続きます。

平成30年(2018年)1月～12月の転出者の主な転入元



平成30年(2018年)1月～12月の転入者数(人)

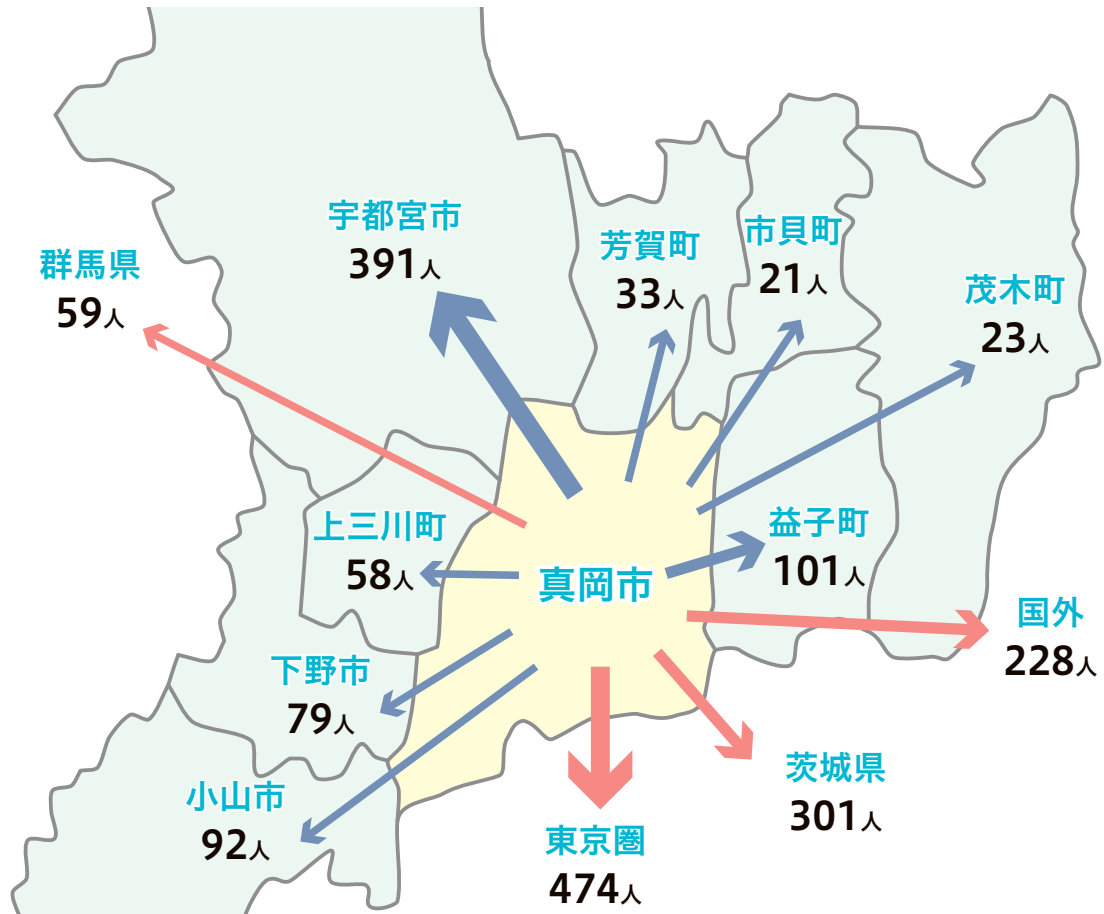
		男性	女性	総数
栃木県内		612人	570人	1,182人
茨城県		135人	127人	262人
群馬県		51人	38人	89人
東京圏	埼玉県	93人	48人	141人
	千葉県	54人	57人	111人
	東京都	81人	56人	137人
	神奈川県	40人	34人	74人
	合計	268人	195人	463人
その他国内		247人	155人	402人
国外		171人	106人	277人
合計		1,484人	1,191人	2,675人

※真岡市統計書より作成

③ 転出先

平成30年(2018年)1月～12月の主な転出先は、栃木県内(1,035人)が最も多く、次いで茨城県(301人)、東京都(180人)と続きます。

平成30年(2018年)1月～12月の転出者の主な転出先



平成30年(2018年)1月～12月の転出者数(人)

		男性	女性	総数
栃木県内		541人	494人	1,035人
茨城県		154人	147人	301人
群馬県		34人	25人	59人
東京圏	埼玉県	71人	71人	142人
	千葉県	36人	36人	72人
	東京都	88人	92人	180人
	神奈川県	42人	38人	80人
	合計	237人	237人	474人
その他国内		234人	144人	378人
国外		142人	86人	228人
合計		1,342人	1,133人	2,475人

※真岡市統計書より作成

4 将来人口シミュレーション

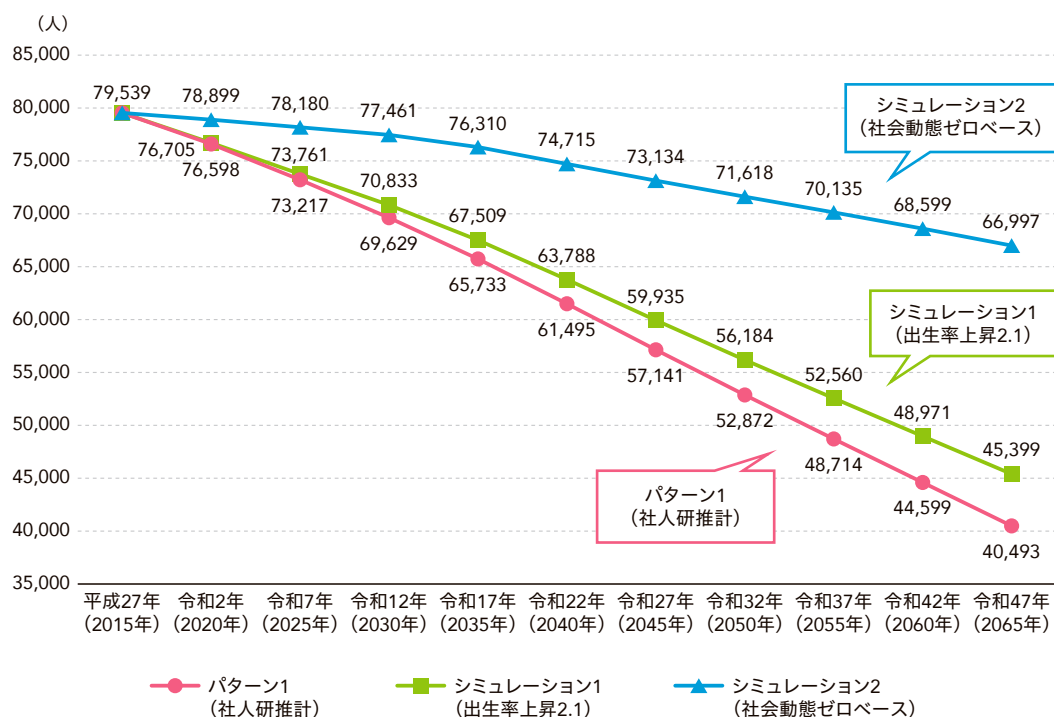
将来人口に及ぼす自然増減と社会増減の影響度を分析するために、国から提供されたワークシートをもとにシミュレーションを行ったものです。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の将来推計(パターン1)をベースに自然増減と社会増減の影響を反映させた結果を見ると、合計特殊出生率が人口置換水準(2.1)に上昇したと仮定した場合の「シミュレーション1」においては、令和47年(2065年)に45,399人となり、パターン1と比べて4,906人増加する結果となりました。

合計特殊出生率が人口置換水準(2.1)に上昇すること(シミュレーション1)に加え、転入・転出による社会増減がゼロ(転入・転出が同数である)という条件を反映させた「シミュレーション2」においては、令和47年(2065年)に66,997人となり、パターン1と比べて26,504人増加、シミュレーション1と比べて21,598人増加すると結果となりました。

パターン1 (社人研推計)	社人研が平成30年(2018年)3月に公表した、「日本の地域別将来推計人口」による推計で、主に平成22年(2010年)から27年(2015年)までの5年間の人口の動向に基づき、将来の人口を推計したもの。(社人研推計準拠)
シミュレーション1 (出生率2.1と仮定)	パターン1(社人研推計)の推計に、合計特殊出生率が令和12年(2030年)までに人口置換水準(2.1)まで上昇したという条件を追加した場合。
シミュレーション2 (出生率2.1に加え、社会増減ゼロと仮定)	パターン1に、①合計特殊出生率が2.1まで上昇、②転入・転出数が同数となり社会動態がゼロになるという2つの条件を追加した場合。

■ 将来人口の推計結果(パターン1、シミュレーション1・2)

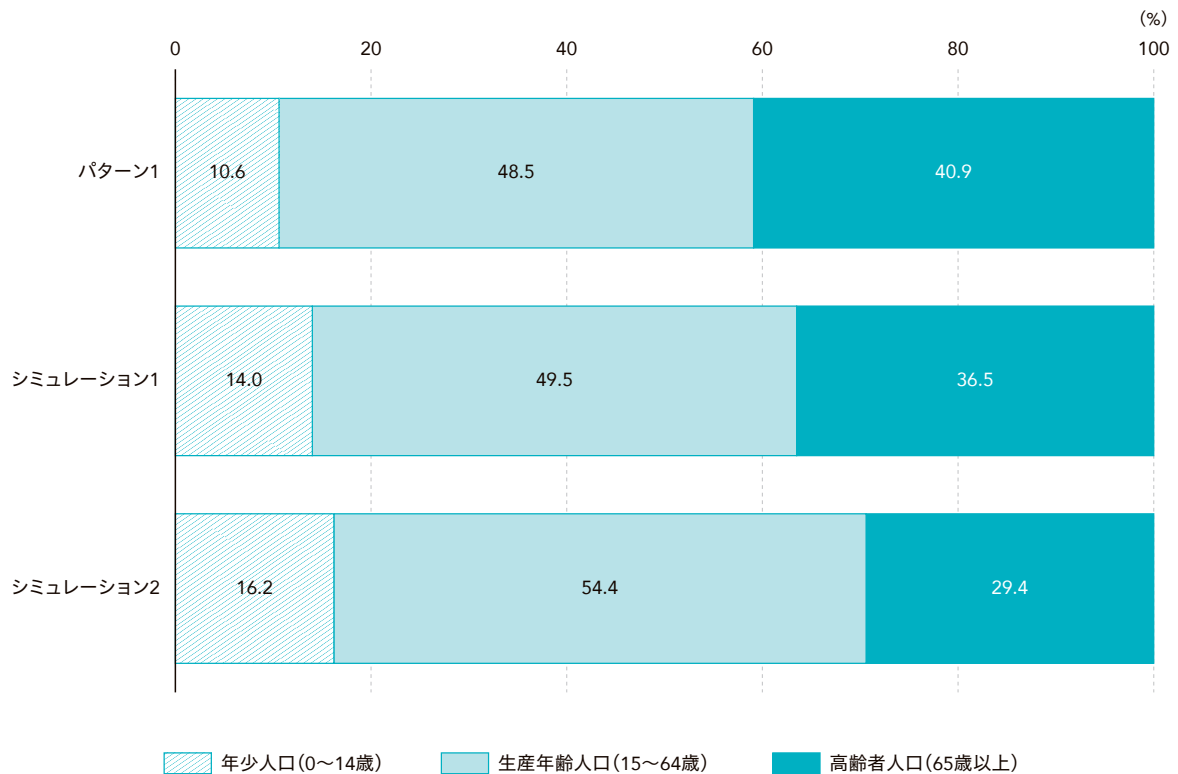


※国から提供された将来人口推計用ワークシートパターン1、シミュレーション1・2より作成

将来人口シミュレーションごとの年齢3区分別人口(人)

年	実績				推計							
	平成27年(2015年)				令和27年(2045年)				令和47年(2065年)			
区分	年少人口(0～14歳)	生産年齢人口(15～64歳)	高齢者人口(65歳以上)	計	年少人口(0～14歳)	生産年齢人口(15～64歳)	高齢者人口(65歳以上)	計	年少人口(0～14歳)	生産年齢人口(15～64歳)	高齢者人口(65歳以上)	計
パターン1					6,273	28,084	22,784	57,141	4,309	19,634	16,550	40,493
シミュレーション1	11,292	49,213	19,034	79,539	8,096	29,055	22,784	59,935	6,360	22,489	16,550	45,399
シミュレーション2					11,110	37,634	24,390	73,134	10,841	36,468	19,688	66,997

■ 令和47年(2065年)推計の年齢3区分別人口割合



※国から提供された将来人口推計用ワークシートパターン1、シミュレーション1・2より作成

第2章 人口の将来展望

1 結婚・出産・子育て／定住に関する市民意識

(1) アンケートの概要

区分	項目	令和元年調査(今回)	(参考)平成27年調査(前回)
市民	対象者	市民(18歳以上の市内在住者)	市民(20～50歳代の市内在住者)
	調査数	2,000人(無作為抽出)	2,000人(無作為抽出)
	調査期間	令和元年7月～8月	平成27年2月～3月
	回答数	781票(回答率39.1%)	664票(回答率33.2%)
高校生	対象者	高校生(市内高等学校4校の2年生)	同左
	調査数	316人	160人
	回答数	313票(回答率99.1%)	153票(回答率95.6%)

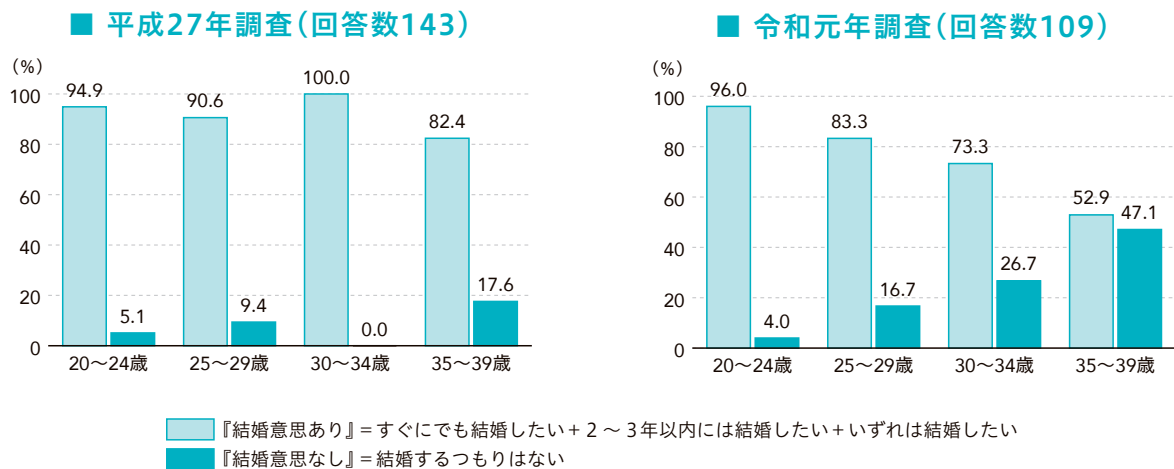
(2) 市民アンケートの結果

①未婚者の結婚意思

20～30歳代の未婚者の結婚意思を平成27年調査結果と比較すると、20～24歳の『結婚意思あり』は90%台と同程度ですが、25～39歳では平成27年調査が『結婚意思あり』80%～100%であるのに対し、令和元年調査では『結婚意思あり』は年齢が上がるほど低下しています。

反対に、令和元年調査では『結婚意思なし』の割合は年齢が上がるほど高くなり、平成27年調査を大きく上回っています。

20～30歳代の未婚者の結婚意思

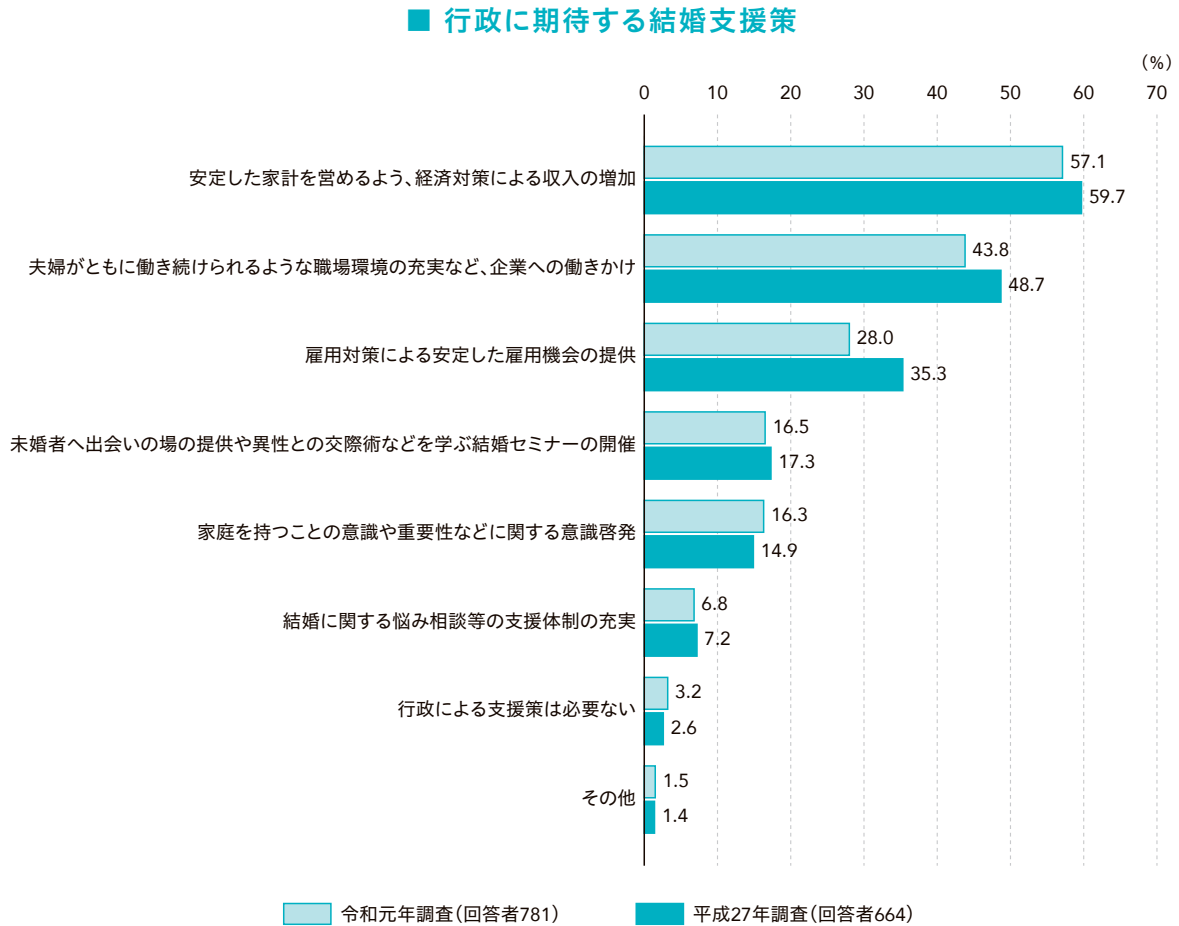


※真岡市「人口減少に関する市民アンケート」

②行政に期待する結婚支援策

行政に期待する結婚支援策は、「安定した家計を営めるよう、経済対策による収入の増加」(57.1%)が最も多く、次いで「夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実など、企業への働きかけ」(43.8%)、「雇用対策による安定した雇用機会の提供」(28.0%)が続きます。

令和元年調査の上位3項目は平成27年調査の結果と同様の傾向です。



※真岡市「人口減少に関する市民アンケート」

③理想の子どもの人数と予定の子どもの人数

既婚女性(50歳未満)の理想の子どもの人数の平均値は2.52に対し、予定の子どもの人数の平均値(希望出生率)は1.96となっています。また、未婚女性(35歳未満)の理想の子どもの人数の平均値は2.38です。本市の平均値を全国や県と比較すると、理想の子どもの人数がやや高く、出産・育児の意識が高いと考えられます。

理想と実際に持とうと考えている子どもの人数

区分	既婚女性(50歳未満)		未婚女性(35歳未満)
	理想	予定	理想
真岡市	2.52	1.96	2.38
栃木県	2.42	1.89	2.33
全国	2.32	2.01	2.02

※真岡市「人口減少に関する市民アンケート」より作成

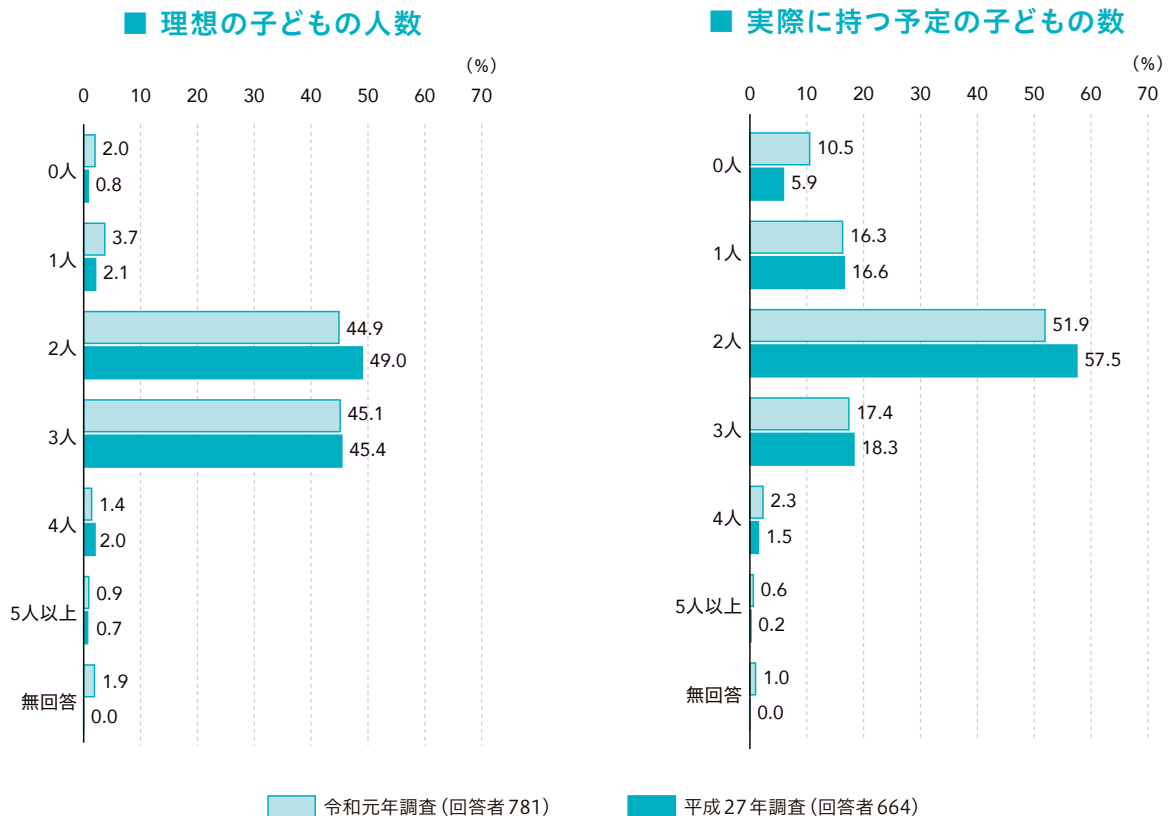
※栃木県「これからの“とちぎ”づくりに関する県民意識調査」(令和元年6月実施)より作成

※社人研「第14回出生動向基本調査(夫婦・独身者)」より作成

理想的な子どもの人数は、「3人」(45.1%)が最も多く、次いで「2人」(44.9%)が続きます。

実際に持とうと考えている子どもの人数は、「2人」(51.9%)が過半数を占め、「3人」(17.4%)、「1人」(16.3%)が続き、理想より予定が少ない状況がうかがえます。また、令和元年調査と平成27年調査の結果は概ね同様の傾向であり、理想と予定の差がなかなか埋まらない状況です。

理想の子どもの人数と予定の子どもの人数



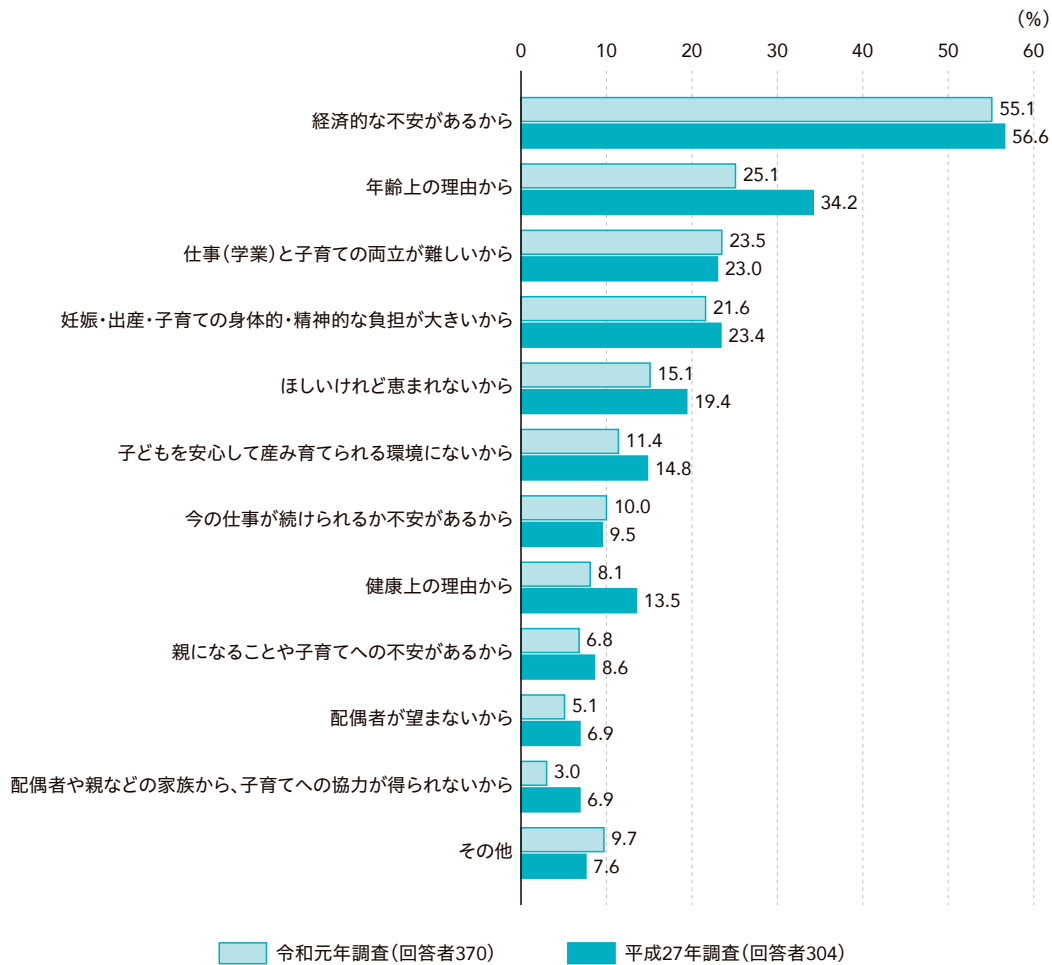
※真岡市「人口減少に関する市民アンケート」より作成

④理想の子どもの人数より予定の子どもの人数が少ない理由

理想の子どもの人数より予定の子どもの人数が少ない理由は、「経済的な不安があるから」(55.1%)が最も多く、次いで「年齢上の理由から」(25.1%)、「仕事(学業)と子育ての両立が難しいから」(23.5%)、「妊娠・出産・子育ての身体的・精神的な負担が大きいから」(21.6%)が続きます。

令和元年調査と平成27年調査の結果は概ね同様の傾向であり、「経済的な不安」が最も大きな理由となっています。

■ 理想の子どもの人数より予定の子どもの人数が少ない理由



※真岡市「人口減少に関する市民アンケート」より作成

⑤理想とする人数の子どもを持つために行政に期待する取組

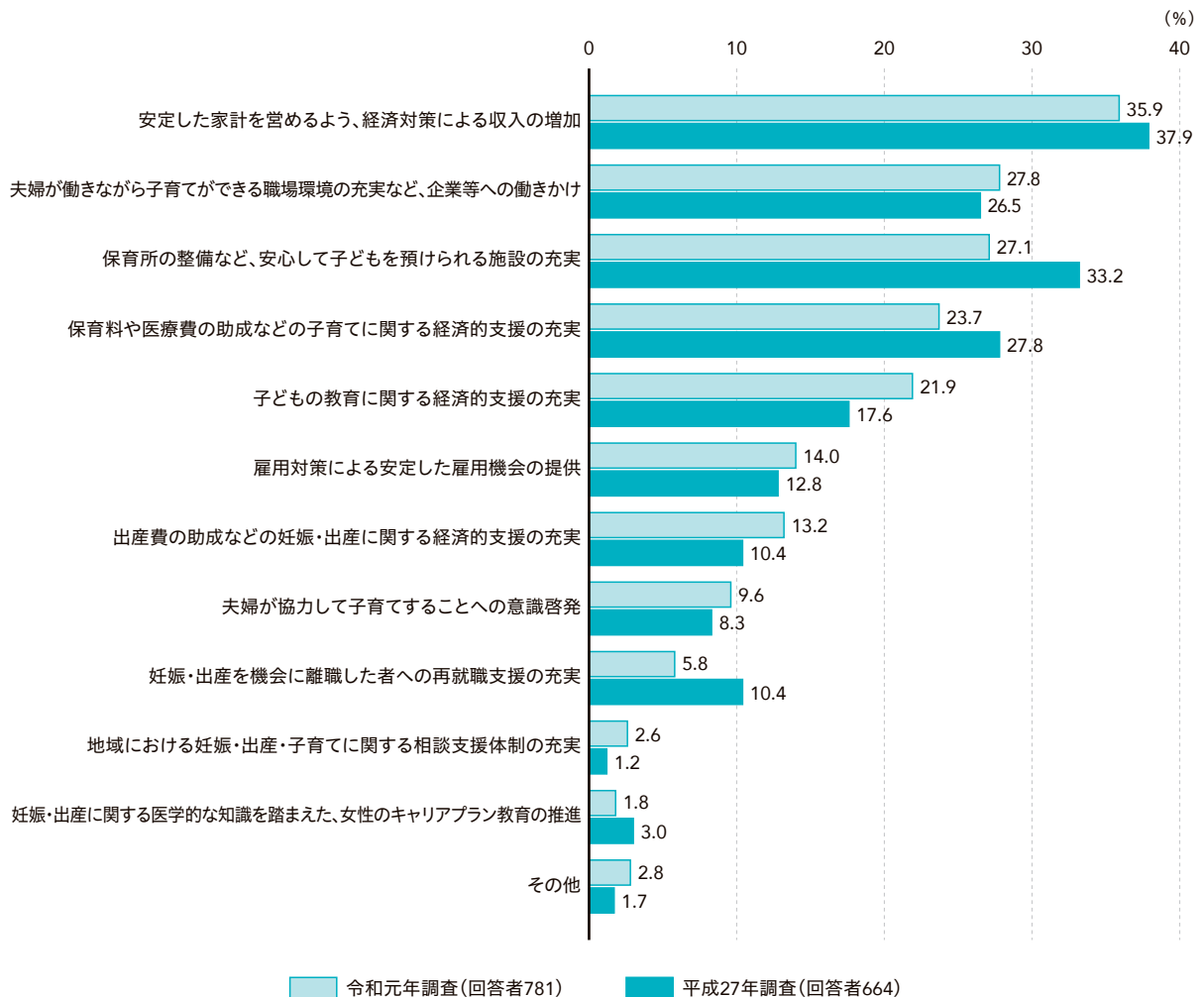
理想とする人数の子どもを持つために行政に期待する取組は、「安定した家計を営めるよう、経済対策による収入の増加」(35.9%)が最も多く、次いで「夫婦が働きながら子育てができる職場環境の充実など、企業等への働きかけ」(27.8%)、「保育所の整備など、安心して子どもを預けられる施設の充実」(27.1%)が続きます。

令和元年調査と平成27年調査の結果を見ると、期待する上位項目は概ね同様です。

その中で令和元年調査の割合が増加した主な項目は、「子どもの教育に関する経済的支援の充実」が平成27年調査から4.3ポイント増です。

一方、令和元年調査の割合が減少した主な項目は「保育所の整備など、安心して子どもを預けられる施設の充実」が平成27年調査から6.1ポイント減、「妊娠・出産を機会に離職した者への再就職支援の充実」が平成27年調査から4.6ポイント減となっています。

■ 理想とする人数の子どもを持つために行政に期待する取組



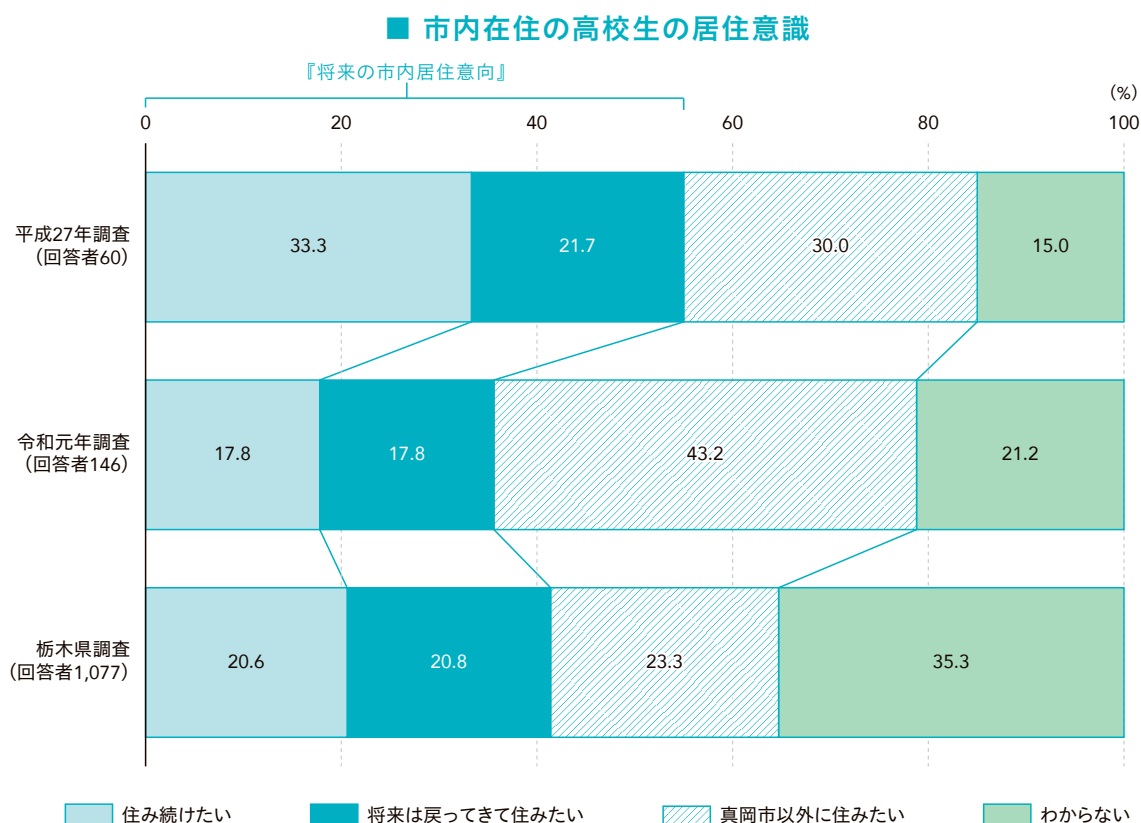
※真岡市「人口減少に関する市民アンケート」より作成

(3) 高校生アンケートの結果

① 高校生の市内居住の意向

市内在住の高校生の『将来の市内居住意向』（「住み続けたい」と「将来は戻ってきて住みたい」の合計）は平成27年調査が55.0%でしたが、令和元年調査では35.6%に低下しています。その一方、「真岡市以外に住みたい（県調査は「栃木県に住みたくない」の回答）」は平成27年調査の30.0%から令和元年調査では43.2%に上昇しています。

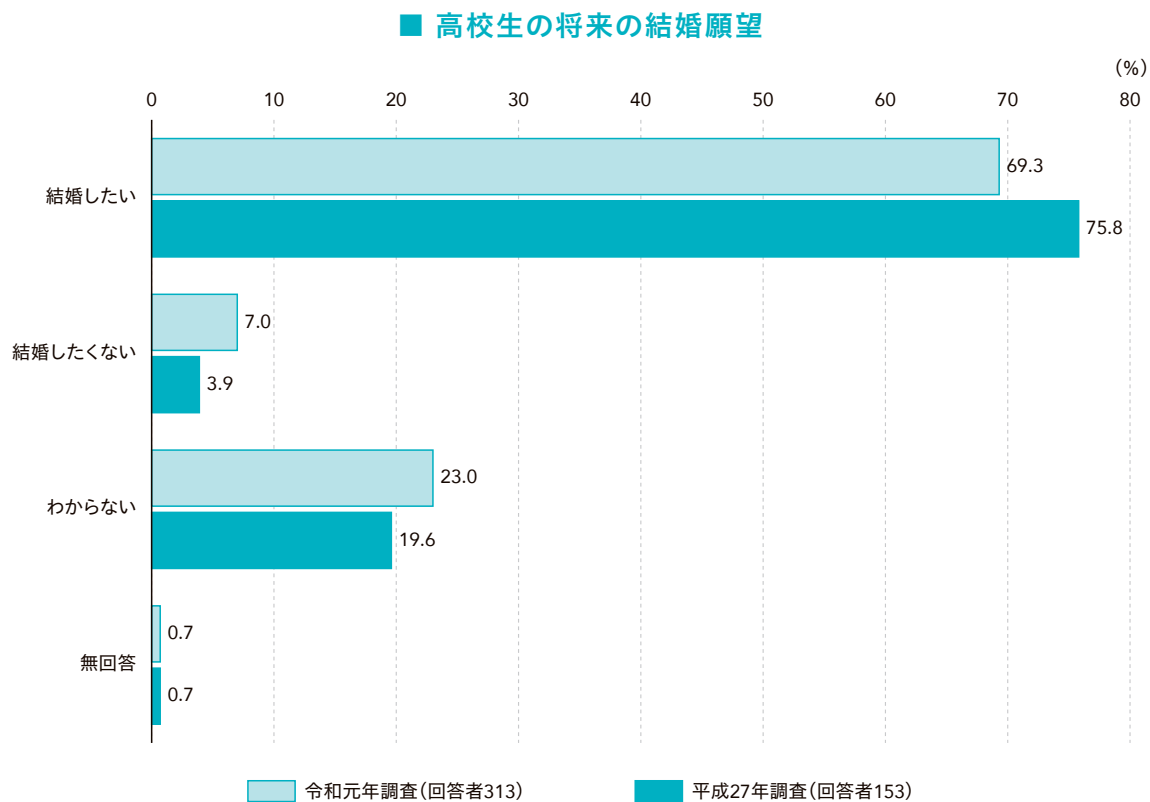
県内の高校生対象の栃木県調査（令和元年6月実施）を見ると、『将来の県内居住意向』は41.4%であり、市内在住の高校生の『将来の市内居住意向』（令和元年調査）を5.8ポイント上回っています。



注)「真岡市以外に住みたい」の選択肢は、県調査では「(栃木県に)住みたくない」に該当
 ※真岡市「真岡市のまちづくりに関する高校生アンケート」より、真岡市在住の回答者（無回答を除く）を抽出して作成
 ※栃木県「これからの“とちぎ”づくりに関する県民意識調査」（令和元年6月実施）より作成

② 高校生の将来の結婚願望

将来の結婚について、「結婚したい」(69.3%)が最も多く、次いで「わからない」(23.0%)が続きます。令和元年調査と平成27年調査の結果を比較すると、「結婚したい」は6.5ポイント低下し、「結婚したくない」が3.1ポイント、「わからない」が3.4ポイントそれぞれ増えています。



※真岡市「真岡市のまちづくりに関する高校生アンケート」より作成

2 人口の現状と課題

▶ 国勢調査によると、本市の総人口は、平成17年（2005年）をピークに減少しています。中長期的にも人口減少が進行すると想定されます。

- 本市の総人口は、平成17年（2005年）の83,002人をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）では79,539人となり、ピーク時から3,463人減少しています。
- 社人研の推計によると、今後も総人口は減少すると推計され、令和27年（2045年）の推計総人口は57,141人となっており、平成27（2015年）と比較すると、22,000人余りの減少となっています。
- 仮定値を変えた将来人口シミュレーション（第1章の4参照）では、いずれの推計も中長期的には人口減少となっています。

▶ 10代後半、20代前半、30代から40代前半が主に近隣自治体や首都圏に流出しています。

- 年齢別では、従来と同様、10代後半から20代前半の若年層の人口流出が顕著です。ただし、転出超過は減少傾向にあります。
- 直近の傾向として、30代から40代前半までの現役世代の転出超過が増加しています。
- 地域別では、近隣自治体や茨城県、東京都等、首都圏への人口流出が続いています。
- 年齢別では、20代後半の人口流入が顕著ですが、直近では転入超過が減少しています。

▶ 出生率は国・県よりもやや高い水準ですが、「理想の子ども的人数」に達していません。

- 本市の合計特殊出生率は平成23年（2011年）以降、平成27年（2015年）を除き、国や県よりもやや高い水準で推移しています。
- 平成29年（2017年）の本市の合計特殊出生率1.47は人口置換水準2.07に届いていません。また、既婚女性（50歳未満）の理想の子ども的人数2.52に対し、予定の子ども的人数（希望出生率）は1.96であり、理想に達していない状況です。

▶ 出生率の希望実現と社会動態の改善によって、将来の人口減少抑制、人口構造の高齢化抑制を見込むことができます。

- 仮定値を変えた将来人口シミュレーションでは、出生率の上昇と社会動態の改善が人口減少の抑制、人口構造の高齢化の抑制に大きく影響することが想定されます。

3 目指すべき将来の方向

本市の人口の現状と課題や市民の結婚・出産・子育て等の意向、また、国が示す長期ビジョンを踏まえ、本市がこれから人口減少問題に対応していくためには、出生率の向上による自然動態の改善と、移住・定住の増加による社会動態の改善により、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口構造の若返りを図る必要があります。

一方で、今後進行する人口減少・少子高齢化を見据え、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりの視点が必要となっています。

このような観点から、本市の今後の取組について、目指すべき将来の方向は、次の4点とします。

▶ 若い世代の就職、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現する

人口減少問題を克服するため、将来を担う若い世代が安心して働き、希望どおりの結婚、妊娠・出産、子育てをすることができる社会を実現していく。

▶ 人口流出に歯止めをかける

近隣自治体や首都圏等への10代後半から20代前半の若い世代、30代から40代前半の現役世代の人口流出に歯止めをかけ、かつ、20代後半の人口流入をさらに増やすため、真岡市に住み、働き、豊かな生活を送ることのできるよう魅力あるまちづくりを実現していく。

▶ だれにとっても利便性が高く、安全安心な都市を構築する

今後進行する人口減少・少子高齢化に対応し、だれもが安全で安心して暮らし続けられる持続可能な社会基盤を構築していく。

▶ 新しい時代の流れを力にする

あらゆる分野における少子高齢化による労働力不足に対応し、生活の利便性の向上、産業における生産性の向上を図るため、IoT^{※1}やAI(人工知能)等の未来技術を活用する等、「Society5.0^{※2}」の視点を持って各種施策を推進します。また、「SDGs^{※3}」の基本理念を踏まえて、経済・社会及び環境の各取組を調和させ持続可能な社会の実現を目指した取組を促進します。

※1 IoT (Internet of Things)
「物のインターネット」といわれるもので、様々な物がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

※2 Society5.0
IoT、ロボット、AI、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展や社会的課題を解決する新たな社会のこと。

※3 SDGs
平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現のための17の国際社会全体の目標のこと。

4 人口ビジョン

国の長期ビジョンや県の人口ビジョンを勘案しつつ、目指すべき将来の方向を踏まえて、次の考えに基づいて仮定値を設定し、将来の人口を展望します。

合計特殊出生率

平成29年(2017年)の合計特殊出生率1.47から、令和17年(2035年)に本市の希望出生率の1.9程度、令和27年(2045年)に人口置換水準の2.07程度まで上昇させることを目指します。

純移動率

平成28年(2016年)から転入超過となっているが、転出者数は増加傾向であるため、令和7年(2025年)より社会増減をゼロと設定します。

(1) 人口の推移と長期的な見通し

社人研の推計によると、令和47年(2065年)の総人口は40,493人に減少すると見込まれています。これに対して、まち・ひと・しごとの創生と好循環の実現に向けた各施策による効果が着実に反映され、合計特殊出生率と純移動率を考慮した場合、令和47年(2065年)の総人口は63,402人となり、社人研の推計より約23,000人多く見込まれます。

■ 人口の将来展望



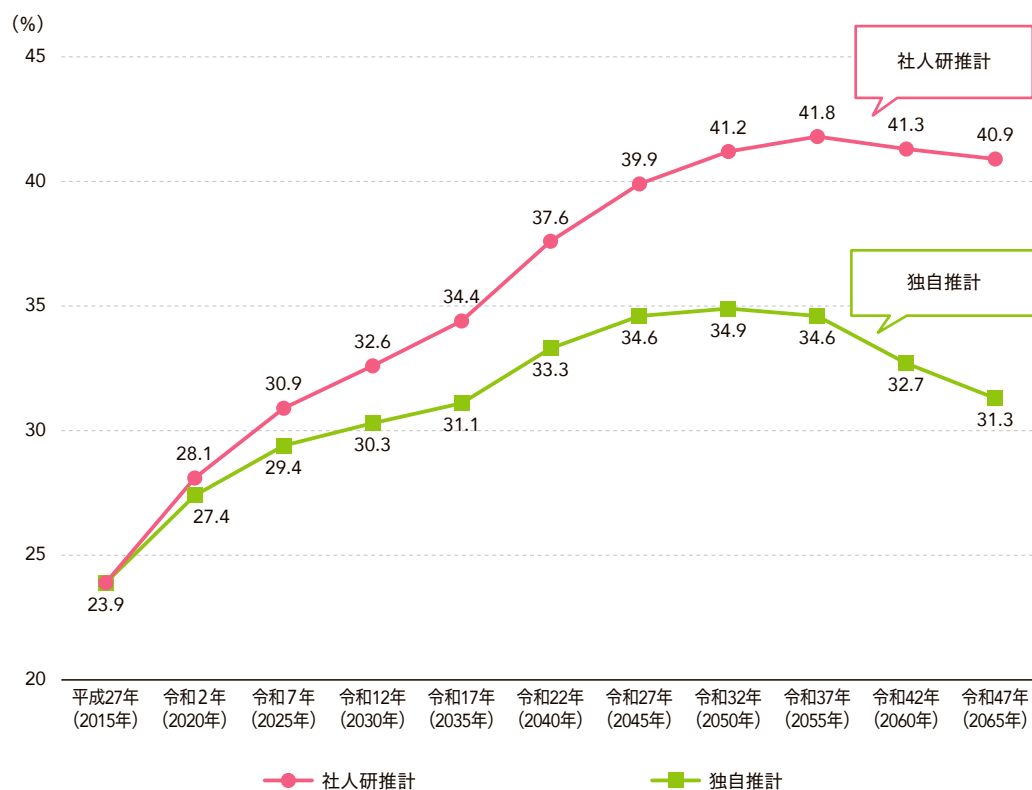
※将来人口推計用ワークシート独自推計により作成

(2) 高齢化率の推移と長期的な見通し

社人研の推計では、令和47年(2065年)の高齢化率は40.9%に増加すると見込まれています。

これに対し、まち・ひと・しごとの創生と好循環の実現に向けた各施策による効果が着実に反映され、合計特殊出生率と純移動率が改善された場合、令和47年(2065年)の高齢化率は31.3%となり、社人研の推計より9.6ポイント減少すると見込まれます。

■ 将来展望の高齢化率の推移



※将来人口推計用ワークシート独自推計により作成

将来展望年齢3区分別人口の推移(上段:人数、下段:割合)

区分	平成27年 (2015)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)	令和27年 (2045)	令和37年 (2055)	令和47年 (2065)
年少人口 (0~14歳)	11,292 (14.2%)	9,772 (12.6%)	9,766 (13.0%)	10,193 (14.3%)	10,143 (15.0%)	9,691 (15.3%)
生産年齢人口 (15~64歳)	49,213 (61.9%)	45,148 (58.0%)	41,813 (55.8%)	36,359 (51.1%)	33,962 (50.4%)	33,865 (53.4%)
高齢者人口 (65歳以上)	19,034 (23.9%)	22,869 (29.4%)	23,333 (31.2%)	24,584 (34.6%)	23,312 (34.6%)	19,846 (31.3%)
合計	79,539	77,789	74,912	71,136	67,417	63,402



第2編

真岡市

まち・ひと・しごと

創生総合戦略

第1章 基本的な考え方

1 国の総合戦略の基本的な考え方と政策5原則

総合戦略の策定にあたり、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や県の総合戦略を勘案するとともに、国の基本的な考え方や政策5原則をもとに、各施策を展開するものとします。

(1) 第2期における国の基本的目標

国の第2期「総合戦略」では、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、4つの基本目標と2つの横断的な目標のもとに取り組むこととし、第1期での地方創生について「継続を力」にし、新たな視点で一層充実・強化しています。

4つの基本目標

【基本目標1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

【基本目標2】 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

【基本目標3】 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【基本目標4】 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

2つの横断的な目標

【横断的な目標1】 多様な人材の活躍を推進する

【横断的な目標2】 新しい時代の流れを力にする

第2期における新たな視点

- ◆ **地方へのひと・資金の流れを強化する。**
 - ・ 将来的な地方移住にもつなげる「関係人口」を創出・拡大する。
 - ・ 企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れを強化する。
- ◆ **新しい時代の流れを力にする。**
 - ・ Society5.0の実現に向けた技術を活用する。
 - ・ SDGsを原動力とした地方創生を図る。
- ◆ **人材を育て活かす。**
 - ・ 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援する。
- ◆ **民間と協働する。**
 - ・ 地方公共団体に加え、NPO等の地域づくりを担う組織や企業と連携する。
- ◆ **誰もが活躍できる地域社会をつくる。**
 - ・ 女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現する。
- ◆ **地域経営の視点で取り組む。**
 - ・ 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメントする。

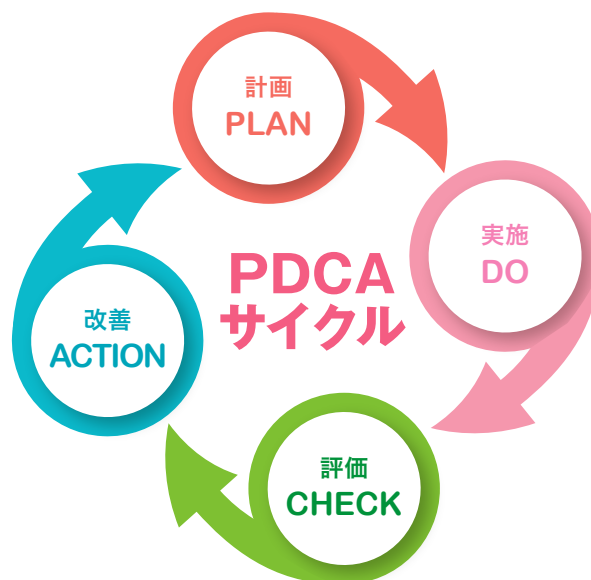
(2) まち・ひと・しごと創生の政策5原則



2 総合戦略におけるPDCAサイクル※1

本市は毎年、総合計画に掲げる成果指標に基づき、各施策や事務事業の行政評価を実施し、特に重要な施策の行政評価については、市民や外部有識者も交えた「市民行政評価」を実施しています。

総合戦略においても、成果指標や重要業績評価指標(KPI※2)を設定し、成果を重視した施策や事務事業を展開していくとともに、その進捗管理については、「真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進市民会議」において検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。



※1 PDCAサイクル
PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (評価)、ACTION (改善)の4つのサイクルによって、継続的な事業の改善を推進すること。

※2 KPI
KEY PERFORMANCE INDICATORの略称で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。

3 総合戦略と「真岡市総合計画2020-2024」の関係

令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「真岡市総合計画2020-2024」は、多様化するニーズや社会の変化に対応し、新たな時代に向けて、市民と行政が一体となって実現すべき望ましい将来都市像とそれを実現するための施策の方向を明らかにしたものです。

総合戦略では、総合計画に掲げた政策の基本的な方向や各施策の現状と課題、成果目標と計画期間内の指標等と整合性を図りながら、特に、人口減少問題を克服し、「選ばれる都市もおか」の実現のための具体的な施策の展開を図るものとします。

第2章 今後の施策の方向

1 基本的視点

総合戦略の策定にあたり、真岡市人口ビジョンを踏まえ、次の4つを基本的視点としています。

- 若い世代の就職、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現する
- 人口流出に歯止めをかける
- だれにとっても利便性が高く、安全安心な都市を構築する
- 新しい時代の流れを力にする

2 基本目標

基本的視点を実現するため、次の4つの基本目標を設定します。

【基本目標1】
人材を育て、
しごとをつくり、
安心して働ける
環境をつくる

【基本目標2】
真岡市へ
新しいひとの流れを
つくる

【基本目標3】
結婚、妊娠・出産、
子育ての希望をかなえ、
だれもが活躍できる
地域社会をつくる

【基本目標4】
安心して暮らしやすい
時代に合った
地域をつくる

3 施策体系



主な施策

- ・新たな産業団地の整備による企業誘致の推進
- ・工業団地立地企業の定着化
- ・地場産業の振興、育成
- ・担い手の育成・支援
- ・新規学卒者の雇用確保の推進

- ・観光情報の発信と関係人口の創出
- ・周遊型観光による誘客の強化
- ・空き家の有効活用と関係人口の創出
- ・UIターン者の雇用・定住促進

- ・結婚に向けた環境の整備
- ・母子保健医療対策の充実
- ・子育ての支援
- ・特色ある教育の充実
- ・ICTを活用した学校教育の推進
- ・多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進
- ・女性・高齢者等の活躍推進

- ・市民主体の活力ある地域づくり
- ・共に支え合う地域福祉の推進
- ・国際交流の推進
- ・市内交通体系の整備
- ・防犯・防災対策、減災体制の整備による安全なまちづくりの推進
- ・市民による健康づくり活動の推進
- ・高齢者の生きがいづくり
- ・地域医療体制の充実
- ・未来技術の活用推進

横断的な目標

新しい時代の流れを力にする
○地域におけるSociety5.0の推進
○地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

第3章 施策の展開

1 基本目標と施策の基本的方向

総合戦略における4つの基本目標を実現するためには、すべての施策や事業を画一的に展開するだけでは、着実な成果は見込めません。

基本目標の実現に向けて、本市の特性に応じた必要性和重要性を考慮した上で、施策の基本的方向を設定し、事務事業を積極的に展開していきます。



人材を育て、しごとをつくり、 安心して働ける環境をつくる



人口減少に歯止めをかけるとともに、近隣市町や首都圏への人口流出を抑制するためには、まち・ひと・しごとの創生と好循環をつくり出す必要があります。

この好循環は、本市において「しごと」をつくることから始まります。そのためには、北関東自動車道と国道408号鬼怒テクノ通りが交差する交通の要衝としてのメリットを活かした新たな工業団地の整備を推進するとともに、既存企業や地場企業等の競争力強化を図ります。また、日本一の生産量を誇るいちごをはじめとした農業の振興と収益性の向上を図るとともに、商業や観光等の基幹産業における競争力を強化することにより、若い世代等が本市で安心して働くことができるよう雇用の創出を図る必要があります。

さらに、職種や雇用条件等による雇用のミスマッチの解消や、高齢者の就労の場の確保、働きやすい職場づくりや就労支援、創業支援等の多様な就業環境を創出することを推進します。

このようなことから、企業誘致の推進や魅力ある産業の振興、雇用確保の推進等に取り組みます。

施策目標

項目名	平成30年度	令和6年度
事業所数(従業員4人以上)	177事業所	200事業所
製造品出荷額等	6,205億円	6,300億円

施策の基本的方向 ① 企業誘致の推進

主な施策

▶ 新たな産業団地の整備による企業誘致の推進、工業団地立地企業の定着化

新産業団地を整備し、新たな雇用を創出するとともに、財政基盤の確立を図ります。

また、既存企業や地場企業に対する各種支援を行い、市内定着及び競争力強化の支援に取り組みます。

具体的な事務事業

- 新産業団地推進事業
- 企業立地促進支援事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
第5工業団地従業員数	1,115人	▶ 1,200人
大和田産業団地従業員数	521人	▶ 550人
新産業団地分譲率	権利調査、基本計画策定、現形測量等実施	▶ 50%

施策の基本的方向 ② 魅力ある産業の振興

主な施策

▶ 地場産業の振興、育成

地域経済をけん引する農業・商業・工業の基幹産業を強化し、生産性の向上や競争力の強化に取り組めます。

具体的な事務事業

- 日本一いちごの産地強化事業
- 施設園芸産地の育成事業
- スマート農業推進事業
- 商業活性化対策事業(プレミアム付商品券発行支援事業)
- 企業定着化促進事業
- 産学官連携促進事業
- 中小企業販路開拓支援事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
いちご販売額	81.1億円	▶ 90億円
園芸作物販売額	1.8億円	▶ 2億円

主な施策

▶ 担い手の育成・支援、新規学卒者の雇用確保の推進

魅力ある産業の中で、多様な就業環境の創出により、新規学卒者をはじめ幅広い年齢層の市民の経済活動への参加を推進し、経済情勢の変化に強い地域産業を育成します。

また、地域で活躍する新たな担い手の育成・支援に取り組みます。

具体的な事務事業

- 保育士確保対策事業
- 新規就農者育成確保事業
- 介護福祉士資格取得支援事業
- 創業支援事業
- 合同就職面接会開催事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
新規就農者数(累計)	110人	▶ 135人
認定農業者数	557人	▶ 670人
創業者数 (創業支援事業計画に基づき支援した人数)	5人	▶ 8人

基本 目標 2

真岡市へ新しいひとの流れをつくる



「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼ぶという好循環を確立するためには、本市へ新しい「ひと」の流れをつくる必要があります。

本市は、「日本一のいちごのまち」として知られるほか、SLキューロク館、真岡木綿会館、久保記念観光文化交流館、二宮尊徳資料館、井頭公園等の多彩な観光資源があります。このような地域の特性を活かして、本市の魅力为全国へ積極的に発信し、映画、テレビ、CM等の撮影地を誘致していくことで、さらなるブランド力や知名度の向上を図り、関係人口を創出・拡大し、地域の活力の向上や地域産業の活性化、雇用の創出につなげていくことが重要です。

また、観光PRの強化に加えて、本市ならではの産業、居住環境、自然環境等の特性や魅力を積極的に発信するシティプロモーションを推進します。さらに、シビックプライドの醸成を図ることで、本市に住み続けたい、住んでみたい、就労したいと思う人の増加につなげるとともに、移住を希望する方が、住宅を取得しやすい環境を整備し、U/Iターンの流れをつくり、移住・定住の促進を図る必要があります。

このようなことから、観光の振興やひとの流れの創出、若者の定住促進等に取り組みます。

施策目標

項目名	平成30年度	令和6年度
東京圏への転出超過	11人	転入超過を目指す

施策の基本的方向 ④ 観光の振興

主な施策

▶ 観光情報の発信と関係人口の創出、周遊型観光による誘客の強化

「井頭公園」「井頭観光いちご園」「真岡木綿会館」「久保記念観光文化交流館」「SLキューロク館」「大前神社」「高田山専修寺」「桜町陣屋跡」等の観光拠点や文化施設を中心とした観光ルートを推進するとともに、広域的な誘客の強化に取り組みます。

また、SNS等のあらゆる媒体を通じた積極的な情報発信に取り組むとともに、映画、テレビ、CM等の撮影地を誘致する等、メディアを活用した知名度の向上と関係人口の創出・拡大を図ります。

具体的な事務事業

- 井頭公園を核とした観光ゾーンの整備
- フィルムコミッションの推進
- 真岡木綿を活用した誘客の強化
- 「SLの走るまち真岡」のイメージアップ及び交流人口の増加

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
年間観光客入込数	299万人 ▶	305万人
撮影に関する問合せ件数	44件 ▶	50件

施策の基本的方向 ⑤ ひとの流れの創出

主な施策

▶ 空き家の有効活用と関係人口の創出

空き家の利用を促進するとともに、積極的に本市の魅力をもPRし、知名度の向上と関係人口の創出・拡大を図ります。

また、農業体験や農泊を通して、農村と都市との交流を促進するグリーンツーリズムを推進します。

具体的な事務事業

- 空き家バンク事業
- コミュニティFMによる地域活性化
- シティプロモーション推進事業
- 井頭公園を核とした観光ゾーンの整備
- 日本一のいちごのまちPR事業
- いちごを核とした農村と都市との交流促進事業
- ふるさと寄附事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
空き家バンク成約数(累計)	6件	30件
真岡市を「いちごのまち」とイメージする市民の割合	51.0%	70.0%
移住相談件数	25件	45件
社会増減率	0.07%	0.15%

施策の基本的方向 ⑥ 若者の定住促進

主な施策

▶ UIJターン者の雇用・定住促進

UIJターン等によって、本市へ移住・定住する若い世代に対し、経済的負担を軽減するため定住促進補助等の支援を行い、移住・定住の促進を図ります。

具体的な事務事業

- 若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業
- UIJターン就業定住助成事業
- 就労者定住促進奨学金返還支援事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援件数	535件	600件
UIJターン就業定住助成交付件数	1件	30件
就労者定住促進奨学金返還支援件数(累計)	4件	44件

基本
目標 **3**

結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえ、だれもが活躍できる地域社会をつくる



人口減少問題を克服するためには、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育てをしやすい社会を実現する必要があります。

20歳代の独身男女の約9割は結婚の意思を持ち、理想とする子どもの数も2人以上といわれています。こうした若い世代の結婚・子育ての希望を実現することは、地域における少子化の流れにも歯止めをかけることにつながります。

そのためには、「しごと」の創生によって、若い世代の雇用を確保し、安定的な経済基盤をつくり出すことが重要です。

また、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない一貫した支援や、女性も男性も仕事と家庭・地域の生活を両立し、だれもが活躍できる地域社会の実現を推進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保に取り組むことも必要です。

このようなことから、結婚、妊娠・出産、子育ての支援や学校教育、生涯学習の充実、だれもが活躍できる環境づくり等に取り組めます。

施策目標

項目名	平成30年度	令和6年度
合計特殊出生率	1.47 (平成29年)	上昇を目指す
真岡市で子育てをしたいと思う親の割合	96.7%	98.0%

施策の基本的方向 ⑦ 結婚、妊娠・出産、子育ての支援

主な施策

▶ 結婚に向けた環境の整備、母子保健医療対策の充実、子育ての支援

結婚を前提とした出会いの機会をつくとともに、多様な保育サービスの提供や、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築し、子どもを産み育てやすい環境の整備を推進します。

具体的な事務事業

- 出会い・結婚応援事業
- 赤ちゃん誕生祝金支給事業
- 誕生の祝交付事業
- 産後ケア事業
- 子ども家庭総合支援拠点の整備
- 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）
- 乳児紙おむつ購入助成券支給事業
- 子育て支援センター整備事業
- 真岡駅子ども広場運営事業
- 二宮地区屋内子ども遊戯場整備事業
- 特別支援に係る専門家派遣事業
- 保育士確保対策事業
- 多子世帯保育料等支援事業
- 放課後児童健全育成事業
- こども医療費助成事業

重要業績評価指標（KPI）

項目名	平成30年度	令和6年度
真岡市で子育てをしたいと思う親の割合	96.7%	▶ 98.0%
待機児童数	5人	▶ 0人

施策の基本的方向 ⑧ 学校教育、生涯学習の充実

主な施策

▶ 特色ある教育の充実、ICTを活用した学校教育の推進

電子黒板等のICT（情報通信技術）機器を活用した授業に取り組み、学力の向上を図るとともに、急速に進むグローバル化のなか中で、多様な分野でリーダーシップを発揮できる人材の育成を推進します。

また、市民に多種多様な学習機会と学習情報の提供及び学習の場を整備することで、生涯学習活動のさらなる充実と市民の継続的な学習への支援に取り組みます。

具体的な事務事業

- 情報教育推進事業
- 子どもの体力アッププログラム（体力向上推進事業）
- もおか次世代リーダー育成事業（高校生の海外留学支援）
- 学校給食センター整備事業
- 生涯学習拠点（図書館）の整備

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
高校生の海外留学支援(累計)	6人	50人以上
学習用PCの導入率	6.2人/台	各小中学校で1人1台

施策の基本的方向 ⑨ だれもが活躍できる環境づくり

主な施策

▶ 多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進、女性・高齢者等の活躍推進

社会全体で仕事と生活の双方の調和がとれ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、講演会やセミナー、地域座談会等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発の充実を図るとともに、積極的に男女共同参画の推進のための取組を行っている企業や自治会等を表彰・紹介し、市民の意識啓発を図ります。

具体的な事務事業

- 男女共同参画社会づくり推進事業
- 生活支援体制整備事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
男女の固定的役割分担意識は解消されていると感じている市民の割合	52.3%	60.0%

安心して暮らしやすい時代に合った地域をつくる



「しごと」と「ひと」の好循環をつくり出すためには、それを支える「まち」の活性化を図る必要があります。

「まち」の活性化、「地域」の活性化のためには、快適で、かつ安全・安心な生活環境を整備していくことが重要です。そのためには、健康づくりや医療、介護の充実、高齢者の生きがいづくり、公共交通の充実等の取組が重要です。

また、近年は大雨や地震等による甚大な災害が頻発しており、行政の公助としての災害対応能力の強化のみならず、防災意識の高揚やBCP（事業継続計画）の策定推進、地域コミュニティの構築を支援し、国土強靱化地域計画に基づく減災対策の充実強化を図る必要があります。

このようなことから、地域づくりの推進、公共交通ネットワークの構築、防犯対策・防災体制の整備強化、健康で安心して暮らせる社会の形成、未来技術を活用したまちづくりの推進等に取り組めます。

施策目標

項目名	平成30年度	令和6年度
自然災害から安全度が高いと思っている市民の割合	77.2%	85.0%
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	87.4%	88.0%

施策の基本的方向 ⑩ 地域づくりの推進

主な施策

▶ 市民主体の活力ある地域づくり、共に支え合う地域福祉の推進、国際交流の推進

移住・定住の促進に向けて、まちなかに、人が集まり、居心地の良い居住環境を整備するとともに、すべての人が支え合い、活力に満ちたコミュニティづくりを積極的に推進します。

具体的な事務事業

- 中心市街地リノベーション事業
- 生活支援体制整備事業
- 活力ある地域づくり事業
- 国際交流事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
自治会加入率	74.72% ▶	70.0%以上
生活支援体制整備事業実施地区数	3地区 ▶	5地区
国際交流を行っている団体数	20団体 ▶	25団体

施策の基本的方向 ⑪ 公共交通ネットワークの構築

主な施策

▶ 市内交通体系の整備

交通弱者の移手段の確保と交通不便地域の解消を図るために運行している「いちごタクシー」「いちごバス」の運行内容を改善するとともに、市全体の公共交通の需要を把握し、立地適正化計画との整合性を図りながら、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを整備します。

また、自転車の活用を推進し、公共交通との役割を互いに補完しながら、市内の観光拠点等との回遊性を高めます。

具体的な事務事業

- 公共交通ネットワーク整備事業
- 自転車ネットワーク事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
公共交通が利用しやすいと感じている市民の割合	32.9% ▶	40.0%

主な施策

▶ 防犯・防災対策、減災体制の整備による安全なまちづくりの推進

警察をはじめとする関係機関、団体との連携により犯罪の発生を抑制し、市民が安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自助・共助・公助の各面から、防犯・防災、減災体制の整備を進め、災害に強いまちづくりに取り組みます。

具体的な事務事業

- 空き家バンク事業
- コミュニティ FMによる防災力の向上事業
- 自主防災組織活動支援事業
- 防災施設整備事業
- 指定避難所整備事業
- 防災カメラ利活用事業
- 空き家情報管理システム構築事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
自然災害から安全度が高いと思っている市民の割合	77.2% ▶	85.0%
防災ラジオ設置台数(新規事業)	— ▶	2,200台

主な施策と事業

▶ 市民による健康づくり活動の推進、高齢者の生きがいづくり、地域医療体制の充実

市民一人一人がそれぞれのライフステージに合わせ、自らが主体的に健康づくりに励めるよう支援を行います。疾病の予防対策や保健事業を充実し、健康寿命の延伸を図るとともに、身近な医療から高度・専門医療まで、様々な段階の医療をいつでも安心して受けられるように、地域医療体制の充実を図ります。

具体的な事務事業

- まちなか保健室事業
- 人間ドック・脳ドック受診助成事業
- 特定健康診査事業
- 後期高齢者健康診査事業
- スポーツイベント開催事業
- スポーツ施設運営管理事業
- 井頭温泉利用促進事業
- 地域医療対策事業
- 緊急通報システム整備事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
特定健診受診率(国民健康保険被保険者)	44.8%(平成29年度)	60.0%(令和5年度)
緊急通報システム設置数(累計)	380台	620台

施策の基本的方向 14 未来技術を活用したまちづくりの推進

主な施策

▶ 未来技術の活用推進

未来技術を活用した社会(Society5.0)の実現を目指し、5G(第5世代移動通信システム)による次世代通信網や、ICT、AI・RPA(ロボットによる業務自動化)等、未来技術の活用を促進し、市民生活の向上を図ります。

具体的には、公共交通における自動運転技術の活用方法の検証、教育分野でのタブレットや電子黒板等を活用した情報教育の推進、ICT機器を活用したスマート農業の導入支援を行い、効率性や生産性向上を推進します。

具体的な事務事業

- スマート農業推進事業
- AI・RPA導入推進事業
- 情報教育推進事業

重要業績評価指標 (KPI)

項目名	平成30年度	令和6年度
いちご販売額	81.1億円	90億円
AI・RPAを活用したシステム数(新規事業)	—	10種

2 事務事業一覧

基本目標の実現に向けて、今後取り組んでいく具体的な施策と事務事業は次の通りです。

全事業数：121事業

新 令和2年度以降
の新規事業 14事業

拡 令和2年度以降
の拡充事業 11事業

基本
目標 1

人材を育て、しごとをつくり、安心して働ける
環境をつくる

1-①【施策の基本的方向:企業誘致の推進】

No.	事務事業名	事業概要
1	新産業団地推進事業	雇用の創出、移住・定住の促進及び財政基盤の確立を図るため、寺内地内の「真岡第1工業団地南地区」(約23ha)に新たな産業団地を整備し、製造業や物流業等を中心とした優良企業の誘致を進める。
2	企業立地促進支援事業	立地企業の工場や事務所の新設、緑化事業、市民の新規雇用、水道料金の一部に対して補助金を交付することにより、企業誘致を促進する。
3	工業用地有効利用促進事業	工場撤退等により、未利用となっている工業用地へ進出する企業に対し補助金を交付することにより、企業立地を促進する。
4	企業誘致事業(第5工業団地、大和田産業団地)	第5工業団地及び大和田産業団地への企業誘致を行うとともに、分譲地(市保有地)の維持管理を行う。

1-②【施策の基本的方向:魅力ある産業の振興】

No.	事務事業名	事業概要
5	日本一いちごの産地強化事業	「とちおとめ」「スカイベリー」「なつおとめ」の新規導入または生産規模拡大に対する施設整備費等を支援するとともに、販路拡大を促進する。
6	施設園芸産地の育成事業	地域の特色を活かした品目(にら・トマト・なす・アスパラガス・春菊等)の新規導入に対する施設整備費等を支援する。

No.	事務事業名	事業概要
7	スマート農業推進事業	スマート農業を推進し、ICT機器等の最新技術を用い、いちごの栽培データを収集・活用するための農業機器導入費用を支援する。
8	まちなか新設出店賑わい創出支援事業	中心市街地の空き店舗を解消するため、空き店舗を利用した新規創業者に対し、改装費や家賃の一部を助成する等、空き店舗の活用促進を図る。また、空き店舗を活用し商工会議所等が運営するチャレンジショップ事業を支援する。
9	小規模事業者・中小企業者金融支援事業	市内小規模事業者、中小企業者等の体質改善や、経営の合理化を支援するため、金融面での支援を行う。
10	商業活性化対策事業(プレミアム付商品券発行支援事業)	地元商店での消費を喚起させ地域商業の活性化を図るため、真岡商工会議所・にのみや商工会が発行するプレミアム付商品券の付加価値分と、販売活動事業費の一部を補助する。
11	商工団体財政支援事業	市内商工業者等に対し経営改善指導している真岡商工会議所・にのみや商工会に対し、財政支援をする。
12	商店会活性化支援事業	各商店会が、共同意識を持ち各種共同事業を実施する際の事業費の一部を助成する。また、魅力ある商店会の形成を図るため、商店会または組合が設置する街路灯に対し、電気料等の管理維持費の一部を助成する。
13	まちなか活性化協働推進事業	中心市街地の集客力を向上させるため、商業者と市民が協働して開催している定期イベントに対し、必要経費の一部を助成する。
14	企業定着化促進事業	企業の基幹的設備の増設・更新等に補助金を交付することにより、企業の定着を促進する。
15	産学官連携促進事業	市内企業を中心として受発注のきっかけを作るビジネスマッチング事業において、地元高校生の出展ブースを設けるとともに、近隣の学生を見学に招待する交流事業を同時開催することにより、地場産業のPRと人材確保を支援する。
16	拡 中小企業販路開拓支援事業	創業後3年以内の中小企業者、事業承継後3年以内の中小企業者、創業または事業承継から3年を経過している小規模事業者による販路の開拓に要する費用の一部を補助する。
17	産業財産権取得事業費補助金	中小企業者が自ら開発した製品、技術、意匠等に係る産業財産権の出願に要する費用の一部を補助する。

1-③【施策の基本的方向・雇用確保の推進】

No.	事務事業名	事業概要
18	保育士確保対策事業	保育士等養成施設の学生に対し、卒業後、直ちに市内の保育所等に就職することを条件とし、就学支援金を交付することにより、保育士等の人材を確保し、教育・保育環境の充実を図る。
19	新 介護福祉士資格取得支援事業	介護保険サービス事業所における人材の確保・定着及び質の向上を図るため、介護福祉士国家試験の受験料等を助成し、資格取得を支援することにより、市内の介護保険サービス事業所への就労につなげる。
20	合同就職面接会開催事業	市内で就職を希望する新卒者及び一般求職者向けにハローワーク真岡や真岡地区雇用協会、商工団体、真岡工業団地総合管理協会等の関係機関と連携し、合同就職面接会を開催する。
21	シルバー人材センター支援事業	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を提供するとともに、高齢者の生きがいの充実・社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの事業運営を支援する。
22	新規就農者育成確保事業	新規就農塾での研修費や新規就農時の農業機械・施設の整備費の一部を支援し、新規就農者へ空き施設（パイプハウス等）を貸し付けた者に奨励金を交付し、施設の有効利用を推進する。また、新規就農者に対しての家賃補助、さらに地域を支える担い手を確保するため、親元に就農する農業後継者に対しても初期投資の一部を支援する。
23	認定農業者の育成確保及び集落営農組織化の推進	効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、今後の農業を担う中心経営体として、認定農業者の育成確保及び集落営農の組織化・法人化を推進する。
24	担い手への農地の利用集積・集約化と荒廃農地解消の促進	農地の有効利用や効率化を図るため、県農地中間管理機構や市農業公社を積極的に活用し、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の所有者に対し、農業委員会が復旧に向け指導し荒廃農地の解消を促進する。 また、機構集積協力金及び市単利用権設定等促進事業を活用し農地の集積・集約化を推進する。
25	創業支援事業	創業支援等事業計画に基づき商工会議所が実施する創業セミナーの開催、インキュベーション施設運営、チャレンジショップ等を支援するほか、創業者の新たな取組に対して補助金を交付することにより、創業者の掘り起こしと育成を図る。

2-④【施策の基本的方向:観光の振興】

No.	事務事業名	事業概要
26	新 井頭公園を核とした観光ゾーンの整備	自然豊かな井頭公園を核として、周辺の真岡井頭温泉、チャットパレス、農産物販売交流施設いがしら「あぐりっ娘」、井頭観光いちご園等の魅力的な観光資源を活かした一体的な観光ゾーンの整備を図る。
27	フィルムコミッションの推進	映画、テレビやCM等のロケーション撮影を誘致するため、新たな撮影候補地の発掘や既候補地の磨き上げを行い、テレビ局等へ積極的に営業を行い本市の知名度向上に努める。また、受入れ態勢の強化を図る。
28	「真岡の五大夏祭り」による誘客の促進	真岡の五大夏祭り(久下田祇園祭・真岡の夏まつり・灯ろう流し・もおか木綿踊り・尊徳夏まつり)の開催支援等により、イメージアップと交流人口の増加を図る。
29	久保記念観光文化交流館を拠点とした観光情報発信の強化	観光PRを強化するため、新たな観光パンフレットを作成するとともに、外国人観光客への受入れ態勢を整備していく。また、引き続き、観光まちづくりの担い手に対する積極的な支援を行い、さらには、近隣自治体との連携強化を図り、広域的な観光ルートを作成することにより交流人口の増加を図る。
30	真岡木綿を活用した誘客の強化	真岡木綿会館を観光拠点とした積極的な情報の発信を図るとともに、引き続き、織姫育成支援を行い、真岡木綿の保存振興を図る。さらに、平成31年3月にショップを増築し、これまでの生産工房の見学や染色・機織りに加え、新たに販売業務が加わり木綿会館の機能の充実を図ったところであり、来館者等の交流人口の増加を図る。
31	「SLの走るまち真岡」のイメージアップ及び交流人口の増加	SLキューロク館に動態展示しているSLの代名詞であるD51形SLの新たな利活用を検討し、イベント化する等、「SLの走るまち」としてのイメージアップと交流人口の増加を図るとともに、沿線市町が連携し、広域的な観光の振興を推進する。
32	まちかど美術館運営事業	空き店舗を活用したまちかど美術館において、企画展の実施及び市民ギャラリーの貸出しにより、地域の芸術家、芸術愛好家、市民が創作した作品等を展示する。また、市内の個人で運営している美術館を認定まちかど美術館として認定し支援する。まちかど美術館及び認定まちかど美術館が連携しながら、文化芸術の振興及びまちの賑わいの創出を図る。

2-⑤【施策の基本的方向:ひとの流れの創出】

No.	事務事業名	事業概要
33	拡 空き家バンク事業	空き家の売却や賃貸を希望する所有者から申し込みを受けた空き家情報を、市ホームページ等で公表し、移住や定住を希望している人に情報を提供する。 また、空き家バンクを利用したリフォームに対する既存の補助メニューに、家財道具の処分及び転入者に対する引越し費用を加える。
34	新 コミュニティFMによる地域活性化	地域に密着した情報を提供するためのFM放送局(超短波放送局)を公設民営方式で開局する。放送エリアを市内に限定し、地域の特色を活かした番組や地域情報を発信する。
35	シティプロモーション推進事業	質・量とも日本一を誇るいちごや観光資源であるSL、木綿、温泉、夏まつり等を活かし、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミに取り上げてもらうとともに、フェイスブックやインスタグラム等のSNSを利用して情報発信に努め、より多くの人に訪れてもらえるようPRし、市のイメージアップを図る。
36	ホームページ、SNSアプリによる市政情報発信の充実	本市の魅力や市政情報を広く市内外に発信するため、ホームページのほか、ツイッターやLINE、フェイスブック等のSNSアプリを活用することで、情報発信を充実させる。
26 (再掲)	新 井頭公園を核とした観光ゾーンの整備	自然豊かな井頭公園を核として、周辺の真岡井頭温泉、チャットパレス、農産物販売交流施設いがしら「あぐりっ娘」、井頭観光いちご園等の魅力的な観光資源を活かした一体的な観光ゾーンの整備を図る。
37	新 日本一のいちごのまちPR事業	「全国いちごサミットinもおか」の開催を契機として、日本一のいちごのまちをオール真岡体制で発信し続け、シビックプライドの醸成、地域ブランド力の向上、観光交流と地域経済の活性化等を図り、「選ばれる都市もおか」の実現につなげる。
38	いちごを核とした農村と都市との交流促進事業	日本一のいちごをはじめとした本市の魅力ある農業を最大限に活用した、農業体験や農泊を通して、農村と都市との交流を促進し、本市への移住と本市での起農につなげていく真岡式グリーンツーリズムを構築するとともに、新たな交流施設の整備を図る。
39	地域おこし協力隊活用事業	人口減少及び高齢化等が進行する中、地域社会貢献活動に意欲のある地域外の人材を積極的に誘致し、地域協力活動に従事してもらい定住及び定着を図るとともに、地域の活性化等を促進する。
40	ふるさと寄附事業	寄附者に対して礼状と謝礼品を送付する。寄附方法の拡充による利便性向上、謝礼品の充実、本市のPRや地場産業の育成を図り、本市の魅力を発信することで関係人口の創出につなげる。

2-⑥【施策の基本的方向:若者の定住促進】

No.	事務事業名	事業概要
41	拡 若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業	若者の定住促進と子育て世代の負担軽減を図るため、市内に新築住宅又は中古住宅を取得し、その後本市に住み続ける中学生以下の子どもがいる世帯に補助金を交付する。
42	UIJターン就業定住助成事業	UIJターンにより市内中小企業に就業または創業した35歳以下の人を対象に補助金を交付する。また、類似する真岡市移住支援金(県補助事業)との重複申請も可能とする。
43	拡 就労者定住促進奨学金返還支援事業	奨学金を受けて大学等に進学した人が、卒業後に本市に住所を置き、就労している場合、返還された奨学金の全部または一部について、就労者定住促進奨学金返還支援事業補助金を交付することにより、本市への定住促進を図る。

結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえ、 だれが活躍できる地域社会をつくる

3-⑦【施策の基本的方向:結婚、妊娠・出産、子育ての支援】

No.	事務事業名	事業概要
44	出会い・結婚応援事業	結婚相談会議や婚活イベント(セミナーやパーティー等)の開催のほか、市内団体の婚活イベントに対する補助金交付や市内の企業の人に事業所婚活サポーターとして、結婚相談員と情報交換や婚活イベント等の周知に協力してもらい、結婚希望者に対する出会いの場の設定や結婚活動の支援を行う。
45	不妊治療費助成事業	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要した費用の一部を助成する。
46	妊産婦健康診査費用の助成	妊娠から産後までの健康管理、産後うつ予防を目的に、妊婦健康診査、産後健康診査(エジンバラ産後うつ病質問票)の受診券を交付する。
47	妊産婦医療費助成事業	妊産婦に係る疾病に対し、早期発見と治療の促進及び経済的支援を目的として、妊産婦の医療費の一部を助成する。
48	出産準備手当支給事業	妊娠15週を経過した人に、胎児1人に付き3万円を支給する。
49	赤ちゃん誕生祝金支給事業	赤ちゃんを出産した母親に対し、新生児1人に付き第1・2子は3万円、第3子以降は5万円を支給する。
50	誕生の祝交付事業	出生の手続きの際、市からの記念品として絵本とあわせて、子育てガイドブック等一式をいちごの紙袋に入れて贈呈する。
51	産後ケア事業	産後直後の母子に対し心身のケアや育児サポート等を実施する。
52	チャイルドシート購入補助事業	チャイルドシートを購入した扶養者に、その費用の一部を補助する。
53	母子健康教育相談指導事業	思春期、妊娠期、乳幼児期における保健指導を行う健康教室や健康相談を実施する。また、母子健康手帳交付や妊産婦保健指導を実施するとともに、子育てモバイルにて子育て情報を提供する。
54	新 子ども家庭総合支援拠点の整備	子どもとその家庭及び妊産婦等からの様々な相談に対応できるよう、関係機関と連携し社会資源を有機的につないで継続的なサポートを行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し支援体制の充実を図る。

No.	事務事業名	事業概要
55	利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)	妊娠期から子育て期までの不安や悩みの相談を受け、安心して妊娠・出産、子育てができるよう母子保健コーディネーターが支援プランを作成し育児サポートを実施する。
56	養育医療給付事業	医師が入院療養を必要と認めた1歳未満の未熟児(身体機能が未熟もしくは異常な乳児)に対し、その養育に必要な医療費の一部を助成する。
57	新生児聴覚検査費助成事業	新生児期に先天性の聴覚障害の有無を調べる検査費の助成をする。
58	乳幼児健康診査事業	乳幼児の健全な発育・発達を促すため、乳幼児健康診査及び歯科検診、発達相談事業を実施する。乳幼児健康診査は乳幼児の節目である4か月、9か月、1歳6か月、3歳の時期に行い、加えて2歳児、4歳児に歯科検診を行い、あわせて市内保育所を巡回し発達相談を行う。
59	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭へ保健師、助産師が訪問し、育児不安の軽減や育児力を高める。
60	乳児紙おむつ購入助成券支給事業	満2歳に満たない乳児を持つ保護者に紙おむつ購入助成券を支給する。
61	新 子育て支援センター整備事業	市役所周辺の複合交流拠点に、親子で一緒に遊べるだけでなく、子育ての相談もできる場として屋内子ども広場を含む子育て支援センターを整備する。さらに、図書館との機能連携によって、乳幼児期から本にふれる機会を提供し、子育て支援体制の充実を図る。
62	真岡駅子ども広場運営事業	真岡駅子ども広場3・4階を、いつでも気軽に安全に遊べる無料の屋内の遊び場として運営し、真岡駅周辺の活性化、親子のふれあい創出、子育て環境の充実を図る。
63	新 二宮地区屋内子ども遊戯場整備事業	二宮地区に親子のふれあいの創出と子育て環境の充実を図るために、いつでも気軽に安全に遊べる屋内型子ども遊戯場を整備する。
64	ファミリー・サポート・センター運営事業	子育てを「手助けしてほしい人」と「手助けしたい人」が会員となり、相互援助を行うファミリー・サポート・センターの運営を行うとともに、料金の一部を助成する。
65	新 特別支援に係る専門家派遣事業	特別な支援を要する児童が在籍する保育所へ臨床心理士を派遣し、保育士や保護者がアドバイスを受け、個々に適した保育を行うことにより、さらなる保育の充実を図る。

No.	事務事業名	事業概要
66	特別保育事業	保育所、認定こども園等において、保育の必要な子どもを対象に、通常保育時間を超えて預かる「延長保育」、日曜・休日に預かる「休日保育」また、病気の回復期に至らず、症状の急変がない場合に預かる「病児保育」や、病気の回復期に預かる「病後児保育」、在園児以外で、家庭での保育が一時的に困難になった場合に預かる「一時預かり」の事業を行う。
18 (再掲)	保育士確保対策事業	保育士等養成施設の学生に対し、卒業後、直ちに市内の保育所等に就職することを条件とし、就学支援金を交付することにより、保育士等の人材を確保し、教育・保育環境の充実を図る。
67	拡 多子世帯保育料等支援事業	子育てをしている多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園等に入所している第3子以降の保育料を免除する。さらに第2子以降の副食費について補助する等の新たな支援をする。
68	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る。
69	拡 こども医療費助成事業	中学3年生までの子どもに係る疾病に対し、早期発見と治療の促進及び経済的支援を目的として、その医療費の一部を助成する。
70	拡 ひとり親家庭医療費助成事業	18歳までの児童を養育するひとり親家庭の親と子に対し、医療費の一部を助成する。

3-⑧【施策の基本的方向:学校教育、生涯学習の充実】

No.	事務事業名	事業概要
71	拡 情報教育推進事業	ICT機器を活用した学校教育を推進する。国の方針に基づき、市内23校へのICT環境整備を行うとともに、児童生徒が1人1台のタブレット型端末を活用できる環境を整備する。
72	教育国際交流推進事業	市内6中学校で姉妹校との相互交流を行い、二宮地区3校については、姉妹校締結まで派遣事業を実施し、中学生の国際交流の推進を図る。
73	子どもの体力アッププログラム(体力向上推進事業)	1校1実践運動等の「実践事例」を紹介している体力向上プログラムを作成配布し、全小中学校で活用することで、運動が好きな「もおかつ子」を育てるとともに、子どもたちの基礎体力の向上を図る。
74	もおか次世代リーダー育成事業(高校生の海外留学支援)	意欲ある若者の海外留学を高等学校の段階で支援し、将来、多様な分野でリーダーシップを発揮できるグローバルな人材育成を図る。
75	新 学校給食センター整備事業	現在の第一学校給食センターは、施設・設備が老朽化しているため、第二学校給食センターを含めた全体的な給食業務体系を踏まえた上で、建て替えを検討し、整備する。
76	子どもたちのアグリ体験学習推進事業	第2期真岡市食育推進計画における教育ファームの一環として、子どもたちが農作業の体験を通して「作物を育てる楽しさ」、「収穫の喜び」、「生きるものの力」を学び、食と農業に対する理解を深めるとともに、大人になったとき農業が魅力ある職業として就農してもらえるよう、市内小学校での農作業体験を支援する。
77	新 生涯学習拠点(図書館)の整備	市役所周辺の複合交流拠点に、生涯学習拠点として図書館を整備することで、子育て支援機能、地域交流機能との相乗効果を生み出し、生涯学習活動の充実と市民の継続的な学習への支援を図る。
78	出前講座開設事業	行政や趣味・教養に関する出前講座の学習プログラムのメニューの中で、5名以上の団体・グループから申し込みがあったものについて、市が講師を派遣し、講座を開催する。多様な学習メニューを開設することで、市民がいつでも、どこでも、学びたいときに気軽に学べる環境をつくり、生涯学習の推進を図る。
79	市民講座開設事業	生涯学習推進のため、公民館や生涯学習拠点等で市民講座を開催することで、多種多様な学習機会の提供に努め、市民の自発的な学習活動を積極的に支援する。
80	家庭教育学級活動支援事業	子どもの成長に応じて、望ましい人格の形成を図るため、親として子育てに関する資質の向上を目的とし、幼稚園・保育園・保育所・小学校で家庭教育学級36学級を、中学校9校で思春期学級を1学級開設する。

No.	事務事業名	事業概要
81	子育て学級コアラちゃんクラブ開設事業	小学校就学前までの子どもとその保護者を対象とし、活動を通じて、参加者同士の交流の中で、保護者としての役割、子育てについて学習する場、ゆとりのある子育てができるよう支援する。
82	根本山自然観察センター運営事業(自然環境学習事業)	しぜん体験教室、野鳥のクラフト作り等を実施し、身近な自然に興味・関心を持ってもらい、環境保全と自然保護の普及を図る。
83	自然教室推進事業	豊かな自然の中での集団宿泊を通じて心豊かでたくましい児童生徒の育成を図ることを目的に、宿泊体験学習を実施する。
84	科学教育センター運営事業	小中学生が科学する心を培うための理科実験・天体学習、親子等の科学への興味関心を高めるためのプラネタリウム公開、科学の広場、夏休み科学体験教室を実施する。
85	学校図書館専任司書配置事業	学校図書館専任司書をすべての小中学校に配置し、読書活動等を通して、児童生徒の創造力を培い、豊かな心を育むとともに、学習に対する興味・関心等呼び起こし、読解力の向上と「確かな学力」を育成する。

3-⑨【施策の基本的方向:だれもが活躍できる環境づくり】

No.	事務事業名	事業概要
86	男女共同参画社会づくり推進事業	情報紙の発行や地域座談会、講演会やセミナーを行い、また、推進事業者を表彰し、男女共同参画の普及・促進に努める。
87	生活支援体制整備事業	地域包括ケアシステムの中の「生活支援・介護予防」の充実を図るため、地域の課題解決に向けた資源開発等を検討する「協議体」を設置するとともに、「協議体」の運営支援や、高齢者が活躍する場の調整を図る「生活支援コーディネーター」を配置し、地域の元気な高齢者や住民、自治会、社会福祉法人、民間企業等を主体とした高齢者を支え合う体制づくりを推進する。

4-⑩【施策の基本的方向:地域づくりの推進】

No.	事務事業名	事業概要
88	新 中心市街地リノベーション事業	まちの活力再生と魅力創出のため、中心市街地の空き地や空き家等の有効活用を図りながら、まちなか居住のための基盤整備や道路と街並みが調和した沿道整備等を実施する。
89	活力ある地域づくり事業	市民の創意工夫をもとに、市民が主体となった地域活動を支援し、思いやりを育み、誇りと愛着の持てる地域社会を創造することを目的とし、各区の独自性や特性を活かした内容で取り組むことを財政的に支援し、市民主体の地域社会形成を推進する。
87 (再掲)	生活支援体制整備事業	地域包括ケアシステムの中の「生活支援・介護予防」の充実を図るため、地域の課題解決に向けた資源開発等を検討する「協議体」を設置するとともに、「協議体」の運営支援や、高齢者が活躍する場の調整を図る「生活支援コーディネーター」を配置し、地域の元気な高齢者や住民、自治会、社会福祉法人、民間企業等を主体とした高齢者を支え合う体制づくりを推進する。
90	国際交流事業	国際交流協会が主体となり、交流事業を開催し、日本人と外国人住民の交流を図るとともに、日本語教室や母国語教室等の支援を行う。また、通訳による相談事業や行政文書の多言語化を実施し、行政手続きや生活相談等、幅広く支援する。

4-⑪【施策の基本的方向:公共交通ネットワークの構築】

No.	事務事業名	事業概要
91	拡 公共交通ネットワーク整備事業	いちごタクシー、いちごバスの運行内容を地域の人口動態や、移動需要を踏まえ見直しを行うとともに、広域的な移動需要を踏まえ、LRTとの接続方法の検討や、真岡鐵道や民間路線バス等の多様な公共交通機関との連携を推進する。
92	自転車ネットワーク事業	自転車ネットワーク計画に基づき、市内の官公庁や学校、観光・文化施設、公園等をつなぐネットワーク路線に、安全で快適な自転車利用空間を確保するため、自転車通行帯の整備や公共交通機関施設(駅、バス停)等に駐輪場の設置を図るほか、観光ルートの回遊性を高めるため、サイクリングルートや駐輪場を記載した観光マップを作成する。

4-⑫【施策の基本的方向:防犯対策・防災体制の整備強化】

No.	事務事業名	事業概要
33 (再掲)	拡 空き家バンク事業	空き家の売却や賃貸を希望する所有者から申し込みを受けた空き家情報を、市ホームページ等で公表し、移住や定住を希望している人に情報を提供する。また、空き家バンクを利用したリフォームに対する既存の補助メニューに、家財道具の処分及び転入者に対する引越し費用を加える。
93	新 コミュニティFMによる防災力の向上事業	令和2年度に開設を予定するコミュニティFMを活用し防災ラジオの運用を開始し、市民へ迅速かつ確実に情報を伝達するための手段を確保する。また、災害等が発生した場合に、防災ラジオの緊急放送により、市民に災害情報を発信する。
94	自主防災組織活動支援事業	地域住民による自主的な防災活動に取り組む自主防災組織を育成するため、自治会(区)単位で結成した「自主防災組織」に対し、装備品を配布するとともに、防災リーダー養成研修や地区防災計画策定支援を行い、自主防災組織の充実・強化を図る。
95	女性防火クラブ活動支援事業	春・秋の火災予防運動による防火広報活動を実施するとともに、研修等による知識・技術の向上を図る。また、活動を円滑に行うために活動報奨金の支給や火災予防、防火思想普及啓発活動に対し支援を行う。
96	防災施設整備事業	消防水利を確保するため、水道事業の配水管延長事業にあわせ、消火栓及び防火水槽の設置を行う。
97	拡 指定避難所整備事業	指定避難所に防災備蓄倉庫を計画的に増築し、避難所開設時に必要な資機材を保管する。
98	防災カメラ利活用事業	災害発生時に、市内の高所等に設置された防災カメラの画像を取得することで、被害規模・地域を迅速に把握するとともに、「いちごチャンネル」で発信し、市民に情報伝達を行う。さらに、応援要請にも役立つ。
99	空き家情報管理システム構築事業	空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、平成26年度に実施した空き家実態調査により判明した周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある空き家等の情報をデータベース化し、庁内で情報共有できるシステムを構築することで、空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例に基づく対策を進める。

4-⑬【施策の基本的方向:健康で安心して暮らせる社会の形成】

No.	事務事業名	事業概要
100	地域健康づくり推進事業	各地域が実施する健康意識の高揚事業、食生活の改善事業、運動身体活動事業等、健康づくりのための事業を支援し、市民の健康保持増進を図る。
101	真岡市健康21プラン推進事業	「真岡市健康21プラン」を策定し、市民の健康づくりを総合的に推進するため各種健康教室等を通じた保健指導、健康づくり講演会、若いうちからの健康づくりとしてヤング健診等を実施する。
102	健康推進員活動事業	各区に健康推進員を設置し、地区の健康づくりの推進、市の保健事業の周知等の活動を通じ、市民の健康の保持増進を図る。
103	まちなか保健室事業	市民が、安心していつでも立ち寄り、健康に関する相談や健康づくりができ、訪れた人同士や地域の人たちとふれあうことのできる場所として「まちなか保健室」を2か所(駅前館・田町館)運営する。 施設管理は、施設のある地域に委託し、保健師や看護師等による健康相談等を実施する。また、新たに他地域においても保健室の設置について検討し、健康づくりを通じたふれあいの場を整備する。
104	新 がん患者医療用補正具購入助成事業	がんの治療に伴う外見の変化をカバーするための医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入に要する経費の一部を助成することにより、がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、就労継続等の社会生活を支援する。
105	人間ドック・脳ドック受診助成事業	国民健康保険法に基づき、健康診査を受診する機会の少ない国民健康保険被保険者(国保税完納世帯の35歳以上75歳未満)を対象として疾病の早期発見・早期治療を目的に人間ドック・脳ドックを受診した場合の費用の一部を助成する。
106	健康電話相談事業	国民健康保険法に基づく保健事業の1つとして実施する。健康電話相談は、専門業者に委託し、経験豊富な医師・保健師・看護師が、健康・医療・育児・介護・ストレス等の相談に24時間年中無休で応じ、必要な支援及び助言を行い、家庭における健康管理を図る。
107	特定健康診査事業	国民健康保険の保険者である市が特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に内臓脂肪型肥満に着目した検査項目による健康診査を行う。
108	特定保健指導事業	国民健康保険の保険者である市が40歳以上75歳未満の被保険者を対象とした特定健康診査の結果から内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別に保健指導を行うため、対象者の選定を行い情報提供のほか、動機づけ支援・積極的支援の特定保健指導を行う。

No.	事務事業名	事業概要
109	後期高齢者健康診査事業	後期高齢者医療制度の被保険者である75歳以上の人(65歳以上75歳未満で一定の障害があり、保険者が認定した人も含む。)が健康な状態で生涯を過ごせるよう、保健事業の一環として、栃木県後期高齢者医療広域連合との業務委託契約に基づき、市が実施主体となり健康診査事業を実施する。
110	後期高齢者歯科健診事業	後期高齢者医療制度の被保険者のうち、当該年度で満76歳になる方に対し、保健事業の一環として、栃木県後期高齢者医療広域連合との業務委託契約に基づき、市が実施主体となり歯科健診事業を実施する。
111	後期高齢者人間ドック・脳ドック受診助成事業	後期高齢者医療制度の被保険者である75歳以上の人(65歳以上75歳未満で一定の障害があり、保険者が認定した人も含む。)が健康な状態で生涯を過ごせるよう、保健事業の一環として、人間ドック・脳ドックを受診した方に助成を行う。
112	スポーツイベント開催事業	真岡井頭マラソン大会の開催や、はが路ふれあいマラソンへの参画等により、「市民ひとり1スポーツ」の推進と、まちの魅力の発信や、賑わいの創出に向けた取組を実施する。
113	スポーツ施設運営管理事業	総合運動公園や、体育館・運動場等を適正に維持管理し、将来にわたり、市民がスポーツにふれ、楽しむことが可能なスポーツ環境の提供を行う。また、スポーツ施設を地域資源とし、誘客を図る。
114	スポーツ教室運営事業	「市民ひとり1スポーツ」の定着化を目指し、生涯スポーツの推進とスポーツ人口の拡大を図るため、市民各層に対応できるように、初心者を対象としたスポーツ教室を開講する。スポーツ教室終了後も継続して行えるよう、既存の愛好会等の紹介も行う。
115	井頭温泉利用促進事業	健康の保持増進や年代に応じた健康寿命延伸等の取組の提供等、健康づくりの拠点施設としての充実を図る。
116	地域医療対策事業	初期救急を担う「休日夜間急患診療所」を運営し、医療体制の充実を図る。また、日頃から何でも相談できる「かかりつけ医」を持つよう普及啓発し、二次救急医療機関、救急車の適正利用を市民に周知するとともに、二次救急医療機関に対して機能強化の支援を行う。
117	老人クラブ支援事業	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、老人クラブ活動を活性化させ、仲間づくりを通じて、生きがいと健康づくりを支援する。
118	シルバーサロン事業	高齢者がいつでも気軽に立ち寄り、訪れた人同士が交流できる場としてシルバーサロンを開催する。また、高齢者が長年にわたって蓄積した知識や経験を活かした健康体操等の事業を実施する。

No.	事務事業名	事業概要
119	緊急通報システム整備事業	在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯並びに重度の身体障がい者が、急病、災害等の緊急時に迅速に警備会社に通報ができるよう、発信機等からなる緊急通報システムを設置する。また、発信機のほか人感センサー、熱感知センサー等を備え、通報等があった際には、警備会社が必要に応じて、訪問、登録された家族等への連絡、救急要請等を行う。
120	拡 スマートエネルギー推進事業	市内に住宅用太陽光発電システムを設置した個人に対して補助を行う。また、内陸型火力発電所をシンボルとした「スマートエネルギーもおか」を発信するため、市内の施設を利用した環境学習を実施する。

4-⑭【施策の基本的方向:未来技術を活用したまちづくりの推進】

No.	事務事業名	事業概要
7 (再掲)	スマート農業推進事業	スマート農業を推進し、ICT機器等の最新技術を用い、いちごの栽培データを収集・活用するための農業機器導入費用を支援する。
71 (再掲)	拡 情報教育推進事業	ICT機器を活用した学校教育を推進する。国の方針に基づき、市内23校へのICT環境整備を行うとともに、児童生徒が1人1台のタブレット型端末を活用できる環境を整備する。
121	新 AI・RPA導入推進事業	様々な分野にAI・RPAを導入し、市民のニーズに応じたICTシステムの整備に努め、職員の生産性向上及び市民サービスの質の向上を図る。

1 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015年 (平成27年) の国連サミットで採択された2030年 (令和12年) までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されており、日本政府としても積極的に取り組んでいます。

第2期真岡市まち・ひと・しごと総合戦略では、持続可能な開発目標 (SDGs) との関連性を図りながら、政策や施策に取り組んでいきます。



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14. 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさを守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17. パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる



第2期真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の 施策の基本的方向と17のゴールの関連

基本目標	施策の基本的方向	SDGs「17の目標」
【基本目標1】 人材を育て、しごとをつくり、安心して働ける環境をつくる	① 企業誘致の推進	
	② 魅力ある産業の振興	
	③ 雇用確保の推進	
【基本目標2】 真岡市へ新しいひとの流れをつくる	④ 観光の振興	
	⑤ ひとの流れの創出	
	⑥ 若者の定住促進	
【基本目標3】 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえ、だれもが活躍できる地域社会をつくる	⑦ 結婚、妊娠・出産、子育ての支援	
	⑧ 学校教育、生涯学習の充実	
	⑨ だれもが活躍できる環境づくり	
【基本目標4】 安心して暮らしやすい時代に合った地域をつくる	⑩ 地域づくりの推進	
	⑪ 公共交通ネットワークの構築	
	⑫ 防犯対策・防災体制の整備強化	
	⑬ 健康で安心して暮らせる社会の形成	
	⑭ 未来技術を活用したまちづくりの推進	

2 真岡市まち・ひと・しごと創生推進本部 設置規定

○真岡市まち・ひと・しごと創生推進本部設置規程

平成27年5月1日

訓令第5号

(設置)

第1条 人口減少対策と地方創生を推進するため、真岡市まち・ひと・しごと創生推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 人口ビジョン及び総合戦略の実施状況の検証に関すること。
- (3) 人口ビジョン及び総合戦略の改定に関すること。
- (4) その他人口減少対策と地方創生の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長、副本部長には副市長をもって充て、本部員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 本部長は、推進本部の事務を総理し、会議の議長となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、特に必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(検討委員会)

第5条 推進本部の所掌事務を補佐するため、検討委員会を置くことができる。

2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には副市長、副委員長には総務部長をもって充て、委員は総務部長を除く真岡市事務分掌規則(平成10年規則第5号)第5条第1項に規定する部長及びこれに相当する職にある者並びに同規則第7条第1項に規定する課長、室長及び支所長並びにこれに相当する職にある者をもって充てる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会及びワーキングチーム)

第6条 検討委員会の所掌事務を補佐するため、作業部会及びワーキングチームを置くことができる。

2 作業部会及びワーキングチームについて必要な事項は、本部長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部総合政策課内において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第9号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

教育長

総務部長

市民生活部長

健康福祉部長

産業部長

建設部長

会計管理者

議会事務局長

教育次長

3 真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 推進市民会議設置要綱

○真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進市民会議設置要綱

平成27年5月1日

告示第59号

(設置)

第1条 人口減少対策と地方創生を推進する人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたり、市民と行政が一体となって進めていくために、真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他人口ビジョン及び総合戦略の策定及び推進に必要なこと。

(組織)

第3条 市民会議は、委員25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長の選出は、委員の互選による。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から適用する。

附 則(平成31年告示第57号)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

4 真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 推進市民会議

委員名簿

◎会長 ○副会長（敬称略）

団体の区分	No.	団体等	氏名	備考
市民	1	公募委員	大 房 美 香	平成31年4月1日～
			天 川 依 子	～平成31年3月31日
	2	公募委員	秋 和 優 季	
	3	公募委員	日下田 ゆかり	
	4	公募委員	堀 川 実 香	
	5	公募委員	西 橋 美 季	
	6	真岡市自治会連合会	○佐 藤 博	平成31年4月1日～
			○大根田 三 郎	～平成31年3月31日
	7	真岡市女性団体連絡協議会	猪 野 正 子	平成31年4月1日～
			光 菅 静 子	～平成31年3月31日
	8	社会教育委員会	西 田 澄 子	
9	真岡市PTA連絡協議会	東 泉 磨 希	平成31年4月1日～	
		青 木 圭 太	～平成31年3月31日	
10	真岡市社会福祉協議会	磯 野 里 子		
11	特定非営利活動法人 ま・わ・た	飯 野 滋 生		
議会	12	市議会	藤 田 勝 美	
	13	市議会	榎 毛 隆 行	平成31年4月1日～
渡 邊 隆			～平成31年3月31日	
産業界	14	はが野農業協同組合	豊 田 深 雪	平成31年4月1日～
			増 淵 博 之	～平成31年3月31日
	15	真岡商工会議所青年部	佐 藤 進	平成31年4月1日～
			伊 藤 健	～平成31年3月31日
	16	にのみや商工会青年部	鈴 木 成 人	
	17	真岡工業団地総合管理協会	小 池 敏 之	平成31年4月1日～
磯 忠			～平成31年3月31日	
18	真岡市観光協会	岡 本 俊 夫		
行政機関	19	真岡土木事務所	吉 川 浩	平成31年4月1日～
			船 山 通	～平成31年3月31日
教育機関	20	宇都宮共和大学	◎山 島 哲 夫	
金融機関	21	指定金融機関	佐 藤 克 彦	令和元年7月1日～
			田 崎 義 典	～令和元年6月30日
労働団体	22	連合栃木芳賀地域協議会	峯 岸 紀 安	
メディア	23	下野新聞社真岡総局	茂 木 信 幸	平成31年4月1日～
			山 崎 一 洋	～平成31年3月31日

5 真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定体制

庁内体制

(ア) 策定推進本部(政策調整会議)：

総合戦略案の審議等を行う。

(イ) 策定推進委員会：

総合戦略原案の作成・調整を行う。

(ウ) 策定推進グループ・策定推進チーム：

総合戦略原案の調査・草案作成を行う。



市民参加

(ア) 推進市民会議

- 様々な分野から、本市のまちづくりに関する意見や真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込むべき内容等への提言を行う。
- 関係団体の役職員(16名)、市議会議員(2名)、公募委員(5名)の合計23名で構成する。

(イ) 若者ミーティング

- 若い世代の代表として、若者の視点によるまちづくりや未来への提言等を行う。
- 高校生から20代の市民、合計28名で構成する。



(ウ) パブリックコメント

- 真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略について市民からの意見募集を行う。

(エ) 高校生アンケート

- 「居住意向」や「愛着・親しみ」などを把握するためアンケートを行う。

(オ) 市民アンケート

- 「結婚観」「家族観」「居住意向」などを把握するためアンケートを行う。

6 真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過

年月日	会議等	主な協議事項
平成30年7月23日	第1回策定推進委員会	策定指針
平成30年7月26日	策定推進本部(政策調整会議)	策定指針
平成30年8月8日	第1回推進市民会議	策定指針、策定体制、スケジュール
平成30年11月3日	第1回若者ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・真岡の魅力について ・将来、どんなまちになって欲しいか？
平成30年11月24日	第2回若者ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者で活気があふれ、“わくわく”しちゃうまち」ってどんなイメージ？ ・まちのイメージを実現するために、何をすべきか考えよう
平成31年2月20日	第2回策定推進委員会	若者ミーティングの実施結果
平成31年3月13日	第2回推進市民会議	若者ミーティングの実施結果
令和元年7月2日	第3回策定推進委員会	市民アンケート、高校生アンケート実施
令和元年7月	真岡市のまちづくりに関する高校生アンケート	
令和元年7月	人口減少に関する市民アンケート	
令和元年8月23日	第6回策定推進委員会	将来人口推計 事業実施状況の検証、スケジュール
令和元年9月3日	第3回推進市民会議	将来人口推計
令和元年9月18日	第4回推進市民会議	事業実施状況の検証、スケジュール
令和元年11月7日	第7回策定推進委員会	策定指針、施策の体系(案)の検討 人口ビジョンの検討
令和元年12月26日	第8回策定推進委員会	総合戦略の検討(素案)
令和2年1月23日	第9回策定推進委員会	総合戦略の検討(素案)
令和2年1月30日	第5回推進市民会議	総合戦略の検討(最終案)
令和2年2月3日～ 2月28日	パブリックコメント実施	

※ 上記以外に策定推進グループ・策定推進チームは随時分科会を開催しています。

第2期 真岡市まち・ひと・しごと創生 総合戦略

発行 栃木県真岡市
発行年月 令和2年(2020年)3月

編集 真岡市 総務部 総合政策課
〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地
TEL 0285-83-8102
FAX 0285-83-5896
URL <https://www.city.moka.lg.jp>

